

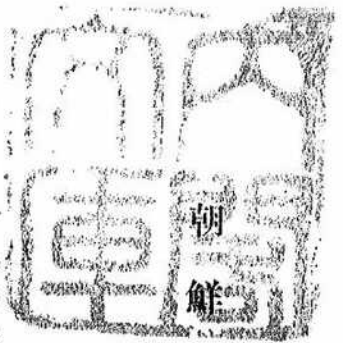
朝鮮の商工業

朝鮮總督府殖産局



6

内閣文庫	
ハニシ九五号	一冊
和書	



672
8

朝鮮の商工業
凡例

一 本書は既往に於ける朝鮮商工業の推移及本府の施設並に最近の状況を記述し朝鮮商工業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂したものである。

二 金融、交通、通信、機關及關稅制度は商工業共の他一般産業に密接なる關係があるので特に其の状況を附録として收めた。

朝鮮の商工業

目次

第一編 商業

第一章 總説

第一節 概説

第二節 貿易

一 貿易の推移

二 國別貿易

三 重要輸移出入品

第三節 鮮内商業

第二章 商取引機關

第一節 市場

一 始政前の概況

二 始政後の施設

第二節 取引所	三
第三節 正米市場	四
第三章 商工業に關する公益團體	四
第一節 商工會議所	四
第二節 重要物産同業組合	五
第三節 産業組合	六
第四章 會社	七
一 始政前の概況	七
二 始政後の施設	八
第五章 度量衡	八
一 始政前の概況	八
二 始政後の施設	九
三メートル法の實施	九
第六章 石油業	九
第七章 産業紹介の施設	九
一 朝鮮總督府商工獎勵館	九
二 各道産業獎勵館	九

三 博覽會、共進會及品評會	六
四 鮮米協會	六
五 朝鮮物産協會	六
六 朝鮮貿易協會	六
第八章 保險	六

第二編 工業

第一章 總說	三
第二章 工業原料	三
第三章 勞力	三
第四章 燃料及動力	三
第五章 各種工業の概況	三
第一節 家内工業	三
第二節 工場工業	三

附錄

第一 金融機關



第二 交通及通信機關

一 國有鐵道	四
二 私設鐵道	五
三 道路	五
四 港灣	六
五 海運	六
六 通信	七
七 航空	七

第三 關稅制度

附表

朝鮮の商工業

第一編 商業

第一章 總說

第一節 概說

朝鮮の商業は往時新羅及高麗朝に於て相當發展の域に達したけれども爾來國勢と共に文運次第に衰へ、世界文明の發達と經濟進展との圈外に立ち、特に李朝の晩年に至つては、庶政漸く頹敗し内憂外患交々起り、民心萎微して産業の衰退、商業の不活潑は殆ど其の極に達した。

明治三十九年統監府設置せられ保護政治の創始を見るや、帝國政府は特に産業復興に留意し時の政府を指導して各般の施設經營を行はしめ、總督府設置後に於ては三層其の開發促進に努めた。爾來年を経ること二十七年貿易總額は昭和十一年に於て十三億五千五百萬圓に達し産業の發達、商業の發展は實に目覚ましいものがある。今左に貿易及商業の概況を敘し更に章を逐ふて商業に關する既往及現在の施設並其の狀況を述べよう。



一 貿易の推移

總督府設置以來朝鮮の貿易の發達は頗る顯著にして之を總督府設置前の狀況と對比するときは洵に隔世の感がある、試みに明治十九年の交に於ける狀況を見るに開港場は釜山、元山及仁川のみであつて貿易總額は三百十萬圓、輸出貿易に在つては纔に五十六萬圓に過ぎない状態であつた。

爾來明治三十九年統監府の設置を見る迄は貿易の伸長に付特に施設の見るべきものはなかつたが半島に於ける各國政治上の角逐は自然通商的關係をも繁多ならしめ、特に日清、日露の兩戰役には巨額の戦費が鮮内に散布せられ、又此の間明治三十年には鎮南浦及木浦、同三十二年には群山、馬山及城津が新に開港せられ、龍岩浦は日露戰争後事實上の開港場となり、又明治四十一年には清津を開港し半島に於ける帝國勢力の増進と共に邦人の渡來益々増加する等各種の事情に依り年々増進を続け明治三十八年には其の貿易額約四千萬圓、内輸出額八百萬圓に達し、明治四十二年には貿易總額五千三百萬圓、内輸出額千六百萬圓を算するに至つた。

更に又昭和十年には羅津が京畿線の終端港として新に開港せられ漸時盛況を呈し正に日本海時代を現出せんとする觀がある。

明治四十三年總督府設置せられ半島統治の根基確立するや、政府の産業上に於ける諸般の施設、指導獎勵等漸次其の歩を進め著々其の効果を顯し、大に從來の面目を更め各方面に於ける産物は著しく品質の改良と生産の増加を促し、鐵道の敷設、道路の修築、沿岸航路の開發等交通機關の發達、輸移出税の撤廢、其の他關稅制度の改善、金融機關の整備等と相俟て貿易上の地盤は漸く鞏固となり輸移出貿易の發展を促進せる一方時勢の進運に伴ふ鮮人の生活程度の向上、

産業の發達に基く購買力の増加、内地人の移住等に基因する日常消費の増進、政府の産業施設及民間投資の反映と認めべき各種企業材料の需要増加等により輸移入貿易亦著しく膨脹し、之を併合前に比すれば特に顯著なる増進を示した。即ち明治四十三年に於ては貿易總額僅かに六千萬圓であつたが十年後の大正九年には四億四千萬圓に上り二十年目の昭和四年には七億六千餘萬圓に達し昭和六年には稍々減退したが昭和十一年に於ては十三億五千餘萬圓に上つてゐる。(參照別表第一)

而して今總督府設置以來の狀態に付更に輸移出貿易と輸移入貿易とに分ち其の推移を見るに輸移出貿易は之を輸移入貿易に比し其の増進の率一層著しきものがある。即ち昭和十一年の輸移入額は七億六千二百四十餘萬圓で之を明治四十三年の三千九百七十八萬圓に比し約二十倍の増加なるが、輸移出貿易は明治四十三年の千九百九十一萬圓より昭和十一年の五億九千三百三十餘萬圓に進み實に三十倍に達し、其の輸移入額に對する比例は明治四十三年の五割より漸次増進して昭和十一年には八割餘の多きを占め殊に大正十三年及大正十四年に於ては各出超を見たが爾來再び入超に轉じ昭和十一年には一億六千九百十萬圓の輸移入超過を示して居る。由來朝鮮に於ける貿易は、前掲の如く大正十三年及同十四年に輸移出超過を見たのみで年々輸移入超過相踵ぎ併合以來昭和十一年迄の入超は實に十億三千七百萬圓に達してゐる。

次に輸出入のみに付て見るに、併合以來連年輸入超過であつて其の額は實に十二億五千三十五萬圓に上り、最も多額の入超を見たのは昭和元年の九千九百十五萬圓で其後漸減したるが昭和十一年には三千九百二十三萬圓となつてゐる。

二 國別貿易

(一) 概況

独時に於ける朝鮮貿易の國別關係に付ては、其の精細なる狀況を知る事が出來ないが日本内地、支那及露領細亞を除く他の諸國に對しては直接の交渉は極めて薄かつた様である。而して日清戰争以前に於ては舊清國の朝鮮に對

する政治的勢力侮るべからざるものがあつて貿易額の如き固まり的確の資料はないけれども、日支兩國間に著しい徑庭はなかつた様である。然るに日清戦役の結果支那の勢力は其の根底より覆され對外貿易の大半は我日本内地との通商となり、明治三十年の交に於て、其の輸出貿易九百餘萬圓の内、日本内地に對するもの約八百萬圓を占め、對支關係は僅に七十餘萬圓に過ぎず、輸入貿易に在りても、總額一千萬圓の内對内地六百四十萬圓を占め對支關係に比し遙に優越の地位を占むるに至つた。爾來年と共に各國との交渉漸く密接と爲り、英吉利及北米合衆國との通商の如き漸次増進せるも依然日本内地に對する貿易が大部分を占め、總督府設置後は關稅制度の改善に因り益々内鮮間の貿易を促進し殊に歐洲戦亂の結果内地に於ける事業勃興と、歐米品の輸入減退に依り對内地貿易は著しく躍進を示した。

而して鮮内産業の發達は各種製品の海外市場進出を促し滿洲國の建設せらるるに及び總督府は對滿貿易の促進を圖りたる爲滿洲事變當時殆んど休止の状態にありし對滿貿易は速に活氣を呈するに至つた。其の他英領印度、英領海峽殖民地、蘭領印度、比律賓諸島、暹羅等に對する輸出貿易も漸増しつゝある。(參照別表第二)

(二) 内地貿易

内地と朝鮮との貿易額は前記の如く明治四十三年以降昭和十一年に至る間常に第一位を占むるのみならず、總輸出に對する移出の割合は七割一分乃至九割五分、總輸入に對する移入の割合は五割六分乃至八割四分、總貿易額に對する内地貿易の割合は六割四分乃至八割七分を示し、更に昭和十一年の狀況に付て見るに輸移出總額五億九千三百三十餘萬圓中、移出額五億一千八百四萬圓、輸入額七億六千二百四十二萬圓中、移入額六億四千七百九十二萬圓、輸移出入額十三億五千五百七十三萬圓中、移出入額十一億六千五百九十六萬圓を占むる情勢で内鮮間の經濟關係が如何に順調に發展せるかを窺知するに足る。(參照別表第二)

爾て移出入品の内容を一瞥するに、移出品の大宗は明治四十三年以降一貫して米、大豆の類で其の他の品目に至つては年に依り幾分の消長はあるが大體に於て生絲、柞蠶生絲、練綿、硫安、銑鐵、鮮魚等である。移入品に付ては織物及綿絲類常に其の首位を占めてゐるが(1)世界戦亂の影響に依り從來外國より供給を受けた鐵製品等著しく其の輸入を減退せる反面に、内地に於ける此の種事業の發達した結果、自然外國品に代ふるに内地製品を以てするに至りたる(2)鮮内に於ける各種事業興起の爲各種の器具、機械其他産業用品の移入著しく増加し(3)更に大正九年朝鮮關稅制度の改革は一層内地よりの移入を容易ならしめ輸入を減退せる等の爲に内地と朝鮮との貿易上の關係は益々緊密を加へ更に大正十二年四月一日酒類、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對し移入税の撤廢を斷行し又昭和元年朝鮮稅制の改正に際しては綿織物の移入税の引下を行つた等一段の進展を加へた。

(三) 滿洲國貿易(關東州を含む)

朝鮮と滿洲との産業若は物資の需給上地理的に密接不離の關係に在り、其の貿易は始政以來常に對外國貿易の約八割を占め昭和四年には輸出二千六百九十三萬圓、輸入六千二百八十六萬圓に達したのであるが一般財界の不況と、日貨排斥運動の蔓延、銀相場の慘落、關稅の増徴、陸接特惠關稅の廢止並に滿洲事變の勃發に依る經濟機關の休止等が原因して貿易は稀有の衰退を來し昭和六年には輸出一千八十四萬圓、輸入三千三百三十萬圓に激減した。然るに其後滿洲國の建設により政情漸次安定し、治安の恢復、交通運輸並に經濟機關の復活、建國事業及各種産業の勃興、滿洲國支那間の貿易杜絶、邦商の進出等好材料の續出に依り貿易は順に活況を呈し昭和七年に於ては輸出二千七百二十萬圓となり、八年には四千五百五十六萬圓、更に昭和十一年には六千五百四十三萬圓に達し之を昭和六年に比すれば實に五十割の激増を來し空前の好況を示現し、輸入に於ても十一年には六千六百四十萬圓に達し今後對滿貿易は朝鮮産

業の進展に滿洲國に於ける各種政治經濟機構の整備、産業の伸暢と共に益々發展せんとする情勢にある。而して茲に特に力強く感ずる點は他の對外貿易と同様輸出入の權衡次第にとれ入超が減少せるばかりでなく輸出品に於ても通過貿易品は増加せず鮮産品に於て激増を見たる點である。而して十一年の輸出品を見るに特種事情と見るべき木材、鐵、セメント、其の他の建築材料等があるが一面最も將來有望なる水産物も三百六十萬圓に達し近年の二、三倍以上となり、其の他ゴム靴、綿絲布、醬油、林檎等も増加の一途を辿りつゝある。

(四) 支那貿易

對支貿易の消長も亦對滿貿易と略々其の事情を等しくし、大正三年(大正三年以前に於ては支那、滿洲の區分なし)に於て輸出九十五萬圓、輸入四百四十萬圓であつたものが昭和四年には輸出七百二十六萬圓、輸入一千十八萬圓に達し昭和五年には稍々減少し輸出六百十八萬圓、輸入八百六十九萬圓を見たのであるが萬寶山事件に端を發せる鮮支人の衝突を契機とし日貨排斥運動の熾烈、關稅の増徴、日貨の抑收、上海、南京、天津、青島、北平等各地に於ける抗日團の狂奔、滿洲事變、上海事變等があつて此の間在鮮華商の多くは本國に引揚げ日支貿易は一時全く杜絶の状態に陥り昭和六年に於ては輸出僅に百二十三萬圓、輸入八百十九萬圓に減じ七年には更に輸出九十四萬圓、輸入三百七十七萬圓となり之を昭和二年に比較するに輸出に於て七分の一、輸入に於て三分の一に激減するに至つた。而して之が爲最も打撃を蒙りしは朝鮮の特産品として年々三百萬圓の輸出を見た人蔘を首め、果物、砂糖及淡菜、貝柱、海參、鱈、鱈、罐詰等の高級水産物で其の輸出悉く杜絶の状態に陥り之が爲鮮内營業者の窮境に陥りし者多く、此の反面に於て例年四百萬圓乃至五百萬圓の輸入を見た支那麻布の輸入減によつて朝鮮に於ける麻布及華布の生産を促進したると豆類、天日鹽、練綿及蔴等類の輸入減に依り幾分入超を緩和することを得た。然るに八年に入つては上半年に於て熱河間

題の勃發、抗日運動の再燃、蘇支の提携、日支協定、關稅の期間満了、關稅改正等があり對支貿易は極めて不利な環境に置かれたるにも拘らず漸次好調を示し停戰協定成立を契機に後半期に入ると共に漸次好轉し輸出百四十五萬圓、輸入五百八十五萬圓となり更に昭和十一年には輸出三百七十萬圓、輸入一千五百十四萬圓に達した。

其の後南京政府の對日外交方針の轉換に依り、日支貿易は稍々好轉の狀態に向ひつゝありたるが、蘆溝橋事件に端を發せる支那事變を契機とし日支關係は再び最悪の狀態に逆轉せられたるを以て其の貿易も激減せられたるものと豫想せらるゝも之が平和恢復の曉には親日氣分の増大と共に其の躍進を見るべきは豫想するに難くない。

(五) 其の他の對外貿易

滿洲國及中華民國を除く其の他の對外貿易にあつては輸出品には果物、罐詰、墨鉛、陶器、葉煙草、水産物、紅蔘等があり、主として英領海峽殖民地、米國、埃及、滿洲及蘭領印度等に仕向け又輸入品には英、米國の礦油、米國の葉煙草、蘭領印度の砂糖、玉蜀黍、獨逸の爆發藥、英國、獨逸、米國等の機械類、英領海峽殖民地及蘭領印度の生ゴム等で其の額例年輸出百五十萬圓内外、輸入三千四百五十萬圓であつたが近年打撃く財界の不況に諸物價低落せると内地仲繼貿易の漸増に依り、直接貿易は一路減退の途を辿り、昭和六年には輸出六十九萬圓、輸入一千三百十八萬圓に減少したが、昭和七年に入つて漸次増加し、十一年に於ては輸出六百十三萬圓を示し、輸入も亦幾分増加して三千三百三十一萬圓となつた。

斯くの如く輸出の激増したるは主として圓爲替の下落と國內産業の進展に因るものであつて最近我國輸出貿易は内鮮を通じて躍進を続け、獨り東洋方面のみならず世界各國の市場に向つて雄飛し商權の擴張を見るに至つたけれども、世界各國は最近一様に關稅障壁を高めて、自國産業の保護政策を採り、經濟ブロックを確立せる結果、輸入

數量制當問題を生じ或は輸出統制の必要となり、其の他米國の平價切下の實施、インフレーション政策等に依り回爲
弊相場も騰貴を見るに至つたので今後我國の輸出貿易は樂觀を許さざるものがある。

而して最近の輸出品中注目すべきは硬質陶器、瑛瑯鐵器、電球、黒鉛、乾魚、林檎等が南洋、印度、歐米、阿弗利
加等に向け著しく輸出を見たことである。

荷昭和九年四月から大阪商船(現在は南洋海運)が南洋航路の釜山寄港を開始したので其後デヤバチャ
イナ會社の南洋航路及大阪商船の印度航路船が釜山寄港を開始したので従來門司或は神戸で一旦積換の上輸出されて
ゐた硬質陶器、瑛瑯鐵器等の印度或は南洋向貨物は、直接本船積込が可能となり、朝鮮の印度又は南洋向輸出が漸次
に有利になりつゝある。

三 重要輸移出入品

朝鮮産業の發達に伴ひ例へば繭、生絲の如く在來生産品で品質の改良と生産の増加とに因り、又パルプ、砂糖、製鐵、
硫安の如く新事業の興起に因り、漸に輸移出貿易品として囑目せらるゝに至つたものは少くないが、之を大觀して重
要輸移出品の種目は依然農産物、水産物、礦産物等の天産品及之に簡單な加工を施せるもののみで、工業品に至つて
は近年硫安、砂糖、セメント、陶器、及綿織物の進出を見た外未だ寥々たる現狀である。之を昭和十一年の貿易に付
て見れば、輸移出品中三百萬圓以上の價額あるものは、米、大豆、鮮魚、乾魚、乾海苔、砂糖、生絲、練綿、炸蠶生
絲、綿織物、鐵、金鑽、銅、木材、石炭、セメント、魚油、牛、洋紙、肥料等で、就中米は總輸移出額の約四割四分
を占めてゐる。(參照別表第五)

輸入重要品では滿洲共の他より食料品として粟、大豆、砂糖等の輸入せらるゝもの相當多額であるが輸移出品と

相反し、工業品が大部分を占めてゐる。即ち昭和十一年輸入重要品中三百萬圓以上のものは米、粟、大豆、小麦粉、
砂糖、葉煙草、綿織物、綿織絲、人造絹絲、絹織物、機械類、肥料、石炭、練綿及打綿、炸蠶生絲、紙類、毛織物、
肌衣、護謨底綿靴、自動車及同部分品、自転車及同部分品、鐵及鋼、釘類、木材、原油及重油、揮發油、燈油、機械
油、セメント、爆發藥、生ゴム等である。

第三節 鮮内商業

朝鮮に於ける國內商業の狀況に付ては特に資料の徴すべきものは少いが、往時國勢の衰退、産業の荒廢、制度の不備、
貿易の不振、經濟程度の幼稚等各種の事情に照し、其の微々として振はなかつたのは疑ひない所で、併合當時の狀況に徴
するも、京城共の他主なる市街地を除きては、朝鮮人にして常設店舗を持つものは極めて稀であつて、國內商業の大部分
は物々交換時代の遺物たる所謂市場で行はれ、日常生活の必需品は固より各般の物資は市場所在地の周圍四、五里の狭小
なる範圍で地方的に交換買せらるゝに止り、其の一箇年の貨物集散高も市場を通じて五千萬圓程度に過ぎず、又市場以
外の商取引の如きも、客主、居間、旅團の如き數百年來の舊慣たる極めて幼稚な機關に依つて行はれ、朝鮮人で商取引上
近代の文明的經濟機關を充分に活用し得るものは、極めて僅少な狀況であつた。

併合以來本府に於ては、或は會社、市場及取引所に關する制度を確立し、之等に對する監督を周密にし、或は度量衡制
度を整備する等鮮内商業の改善促進に關し種々施設を爲し、生産業の發達、鮮人知識の向上及共の資力の増加等と相俟つ
て鮮内商取引の發達を促し、鮮人常設店舗の漸増、國內に於ける貨物異動集散の増加、取引貨物の種類及大量取引の増加、
見本取引の發達、商業市街地の殷盛、鮮人商取引方法の進歩等、其の面目を改むるに至つたことは明であるが、是等の事

情に付ては、一々の確に數字を掲げ年序を逐ひ其の推移發達を闡明すべき資料に乏しい。而も市場取引が、大正八年以降常に一億圓を超へ、昭和八年には二億圓を算し明治四十三年の一千五百萬圓(集積高五千萬圓であるが取引高は上記の程度であると推せられる)に比し著しい増加を示せるが如き(參照別表第七)、鐵道貨物輸送量の明治四十三年には約九十萬噸であつたもの、昭和十一年度には九百九十八萬噸に達したる如き、銀行營業所數明治四十三年に本支店出張所合計七十四箇所、其の年末現在貸出高二千二百九十九萬圓であつたもの、昭和十一年末には百八十四箇所其の年末現在貸出高八億四千五百八十三萬圓に及べるが如き、手形交換高明治四十三年には二十四萬枚金額七千二百五十五萬圓であつたもの昭和十一年には三百七萬枚金額十七億八千二百三十六萬圓に達せるが如き、將又前掲貿易の顯著なる増進等の實績に徴しても鮮内商業發達の狀況は略之を窺知することが出来る。

第二章 商取引機關

第一節 市場

一 始政前の概況

從來朝鮮に存在せる市場には(一)在來普通の市(二)多數の營業者一場屋に於て主として穀物、食糧品の販賣業を行ふ市場(三)委託を受け競賣の方法に依り水産物、果實又は蔬菜の販賣を行ふ市場(四)同業者相會し見本又は銘柄に依り穀物の賣買を行ふ市場の四種であつた様であるが、其の大部分は在來の市であつて、朝鮮に於て單に市場と稱すれば即ち此の市場を意味する。

在來の市は各府郡一、二箇所より多きは十箇所以上に達し、明治四十三年頃には、其の數九百餘、一箇年の貨物集散高五千萬圓内外を算し、前章に述べた如く、當時の朝鮮にとつては、國內商業上、唯一の取引機關として、極めて重要な地位を占めて居り、多くは一箇月六回程度定期に開市するのを例としたけれども、稍繁盛な市街地等に於ては間々毎日開市するものもあり、又大邱及公州の藥令市の如きは春秋二回の開市に止つてゐた。

斯の如き在來市場が朝鮮に於ける殆ど唯一の商業機關として、一般商取引上に寄與し來つた效果利便は敢て絮説を要しないが反面市場の新設、變更及場内取引の方法、慣習等に至つては種々の弊害もあり、例へば市場取締の任に在る地方官が何等舊慣、民情を精査せず妄りに新設變更を命じ、爲に市場の位置甚だ不適當のものがあつた如き、或は居間又は客主と稱する仲介業者が賣買者の間に介在して妄りに懸引を行ひ、其の無智に乗じて不當の利得を食つたが如き、或は斗監考と稱する者があつて市場に於ける穀物の取引は必ず斗監考の計量を受けしめ、賣買者は無用の尖費を要した如き、幾多の弊習があつたのみならず在來市場の多くは、殆ど設備と稱すべきものが無く、爲に屢々附近道路上に雜然と商品を羅列し、或は野天又は陋穢な小屋掛内で飲食物の取引を爲す等、交通衛生上より見て弊害が少くなかつた。

二 始政後の施設

(一) 市場規則の發布

總督府は從來の弊風を一新し監督を嚴にする必要を認め、先づ以て市場設置、變更等に付ては、地方長官をして本府に稟伺の上處理せしめ、大正三年九月に至り新に府令を以て市場規則を制定した。本令は當時の現況に鑑み市場の種類を(イ)在來普通の市場(ロ)食料品販賣市場(ハ)水産物、果菜の雜市場の三種とし、市場の經營は水産物雜市場及市場規則發布前より個人又は會社等の經營に係るものを除く其の他の市場は、自今公共團體(府)又は之に準すべきもの(面)

に非ざれば之を許可せざることとし、市場の設置移轉、廢止其の他市場に關する重要な事項は總て之を道長官の權限に委ね、其の他市場の組織、管理、監督に關する詳細なる規定を設け、大正九年更に規則の一部を改正して現物市場に關する規定を設け、又大正十三年規則の一部を改正し、從來水産物、果菜に限つた鹽市場の範圍を一般貨物に擴張し、實狀に適應せしむることとした。其後昭和二年及昭和五年に一部改正を行ひ昭和六年には、朝鮮取引所令及同令施行規則の制定に伴ひ更に大改正を施し、第四號市場(現物市場)に關する規定を削除し、既存の第四號市場に付ては、一箇年の猶豫期間を置き、之を廢止することとした。而して右改正は朝鮮取引所令の施行と同時に即ち昭和七年一月一日より實施せられたので大正九年以來京城、群山、木浦、釜山、大邱、鎮南浦、新義州、元山及江景の九箇所に設置を許可せられた穀物の現物市場は昭和七年末を以て消滅したのである。

(二) 公設市場の設置

茲に所謂公設市場とは、歐州大戰當時物價の暴騰に依り一般の生活を脅威すること甚しかつたので之を緩和し、主として中流階級以下の生活の安定に資せんが爲、各都市が社會救済的施設として置いたものを指稱し、府又は邑に於て市場設備を爲し、希望者中より選定した商人に之を貸付、日用品の販賣業を営ましむるものである。市場販賣の商品に對しては、或は運輸營業者に交渉して特に運賃の輕減を行はしめ安價供給を圖り、又市場に對し常に吏員を派し其の實況を監視すると共に交通衛生其の他の注意を施し、又各地より物價の報告を徴し價格不廉と認むるものは直に之を引下げしむる等施設の目的を達するべく努めてゐる。昭和十一年末現在の公設市場數は、仁川府二箇所、木浦府一箇所、大邱府一箇所、釜山府八箇所、海州郡一箇所、開城三箇所、平壤府六箇所、鎮南浦府一箇所、光州二箇所、計二十四箇所である。

第二節 取引所

取引所に關しては、總督府設置以來永く消極的方針を採り、明治三十二年時の駐在領事の認可を得て設立した株式會社(仁川米豆取引所(以下單に仁取と稱す))の存立を、沿革に因り認容せる外、一切之が新設を許さなかつたが、最近朝鮮の産業並に經濟界發展の實情は、昔日と同一に論ずべからざるものがあるに鑑み、取引所に關する根本的方策樹立の必要を認め、爾來精査研究を重ねたる結果、遂に昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月其の施行規則を制定公布し、昭和七年一月一日より之を實施したのである。

新令に依れば、取引所は會員組織に依るを原則とし、會社組織取引の新設は一切之と認めず、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所令に依るに非ざれば之が設立を爲し得ざることとし、又新令公布の際現に存する仁取、及大正九年以來市場規則により認められ來つた朝鮮唯一の有價證券市場たる株式會社京城株式現物取引市場(以下單に京取と稱す)は、經過的に一應各其の認可せられた營業繼續期間満了の日迄新令の取引所として存続を認め、尙右期間満了の際に於て、朝鮮總督府に必要ありと認めたる時は、期間満了の時より更に十箇年以内の期間を限り、營業繼續を許可することを得ることとし、其の他賣買取引、取引所に對する監督等各般の事項に互り規律を設け、以て取引所行政上萬遺憾なきを期した。

而して新令實施と同時に群山、木浦、大邱、釜山及び鎮南浦の五箇所に會員組織の米穀取引所の設立を免許し、又取引所として其の存続を認められたる仁取及京取の合併を認可し、株式會社朝鮮取引所を設立し、仁川に於て米豆の清算取引を、京城に於て有價證券の清算取引及貨物取引を行ふこととなつた。

第三節 正米市場

一四

朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は、昭和七年末を以て其の存在を失ふに至つたので、之等の市場に於て行はれ來つた直取引の爲めに、別に正米市場規則を發布し、(昭和六年九月)、穀物及肥料の取引を行ふ市場を統制することゝなつた。即ち取引所以外に於て米穀及肥料の賣買取引を目的とする市場は、之を一般市場に關する規定たる市場規則より除外して本則に據らしむることゝし、これが設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とせざる法人、又は米の賣買若は仲立を業とする商人の組合たることの制限を設け、且賣買の受渡期限は五日を超ゆることを得ざらしめ、差金の授受に依る決済は一切之を認めざることゝした。正米市場は現在(昭和十一年末)釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場(昭和七年十二月設置許可)一あるのみである。

第三章 商工業に關する公益團體

第一節 商工會議所

商工會議所は、元多くは府制實施地に於て、内鮮人各別に設立し、相互間に何等の聯絡なく、其の事業の遂行上將又之が監督上遺憾の點が少くなかつたので、大正四年朝鮮商會會議所令を制定し、一地區一會議所とし内鮮人を合同せしめ之に法人格を與へて其の基礎を鞏固にし、且組織、權限及監督等に關する諸般の規定を設け、商工業の改善發達を圖る上に於て有用の機關たるの實を擧げしむることゝしたが、同令は施行後既に十數年を経過し其の間長足の進歩發達を遂げたる

朝鮮現時の經濟事情に測はざるものがあるので、昭和五年更に朝鮮商工會議所令を制定發布し、商工會議所をして眞に多數商工業者の團體たらしむる爲、名稱を商工會議所と改め、會員の範圍を廣め又其の權限を擴張すると共に、會議所を純然たる商工業者の自治團體とし、一層其の機能の發揚に資することゝした。而して現に存する商工會議所は京城、仁川、群山、木浦、大邱、釜山、平壤、鎮南浦、新義州、元山、清津、開城、大田、咸興、全州及光州の十六箇所であつて、此の外商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

第二節 重要物産同業組合

重要物産同業組合が法令に依り認められたるは、大正十四年十月以降で其の以前にあつても同種の業を營む者が營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以て中合規約に依り、組合を組織せるものがあつたが、概ね社交上の團體に過ぎず何等成績の觀るべきものがなかつたのみならず、却て諸種の弊害醸成の虞があつたので、明治四十四年十一月、機宜の措置として、同業組合の設置、役員の選任、經費豫算及定款の變更等、主要事項は地方長官の認可を受けしむる等、夫々必要なる指導監督を加へ來つたが、法規上の根據なき爲組合の基礎薄弱なるを免れず、且當業者全部の加入を強制することが出來ず其の他負擔能力の缺如等組合業務の遂行上不利不便多きのみならず官廳の監督も亦充分ならしむることが出來ない爲其の效果に於て缺くる所があつた。

元來朝鮮産品は概ね其の生産組織の規模小にして製品の整理統一を缺き、到底大量注文に應じ兼ねる缺點があるので、粗製濫造を防止し品質の改良統一を圖り、その廉價の昂上を圖る爲、新に法令を以て同業者の團體を組織せしめ、適當の指導監督を加へ充分其の機能を發揮し業務上の矯弊、協同利益の増進を期するの要あるを認め、大正四年七月、制令第三

一五

號を以て朝鮮重要物産同業組合令を發布し、同年十月一日より之を施行した。現在同業組合を設置し得べき業種として認定されてゐるのは、米、大豆、家畜、家禽及其の畜産物、毛皮及毛皮製品、棉花、繭、蠶種、桑苗、果物、紙、醸造品、白蔘及其の製造物、木炭、人絹織物、電球、珪瑯鐵器、護謨靴、靴下の生産、又は販賣業又は之に密接の關係を有する業である。本令に依る重要物産同業組合は昭和七年末に於ては二百三十四組合に達してゐたが昭和八年三月末を以て全鮮の畜産同業組合(二百二十組合)が解散したので昭和十一年末現在に於ては果物同業組合八、同聯合會一、蠶種同業組合四、護謨靴同業組合三、人蔘同業組合二、織物、酒造、木炭、紙物、穀物輸移出、電球、珪瑯鐵器、人絹織物、靴下の同業組合各一合計二十七である。

既設の同業組合に於ては、或は製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の購入又は製品の販売を共同にし、生産費の軽減販賣の擴張を圖り、或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等同業組合所期の目的を達する爲、相當の活動を爲してゐるが、本組合の如く公益的強制團體にあつては、組合員負擔金は努めて輕少ならしめねばならないのは勿論、性質上營利事業を爲し得ないので、組合經濟の維持困難で、之が設置を阻止するが如き事情があり、爲に其の普及未だ充分ならざる憾がある。(參照別表第八)

第三節 産業組合

産業組合制度は朝鮮に於ける中産以下の者の共同互助に依り各自の産業並に經濟の發達を圖る上に最も緊要の施設たるを認め、本府は大正十五年一月制令第二號を以て、朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より實施した。

本令は大體範を内地の産業組合法に採つたのであるが、組合業務の範圍を販賣、購買及利用の三種に限定し、内地法に

於けるが如き信用組合の制度は之を除外した。蓋し信用組合の制度に付ては現に略之と同一の内容を有する金融組合制度が施行せられて居り、既に相當の沿革と基礎とを有してゐるので之に急激なる變革を加ふるは却て弊害の伴生する虞があるので、産業組合令中より之を除外し、兩者相提携して圓滿なる發達を期することとしたのである。

而して産業組合の設立は嚴に之が濫設を戒め眞に模範的組合たるべき見込確實なるものに限り之を許可し、之に對し常に周密なる指導監督を加へ、其の實績に依り一般に制度の効果を知得せしめ、以て本制度の堅實なる發達を期する方針を採りつゝある。昭和十一年度末現在の組合數は百八組合で販賣、購買及利用事業の三種を兼營する組合八十四販賣及購買事業の二種兼營のもの十九、購買單營のもの二、其の他三である。而して米穀の販賣を主たる目的とする組合六十一、織物の販賣を主たる目的とする組合十八、朝鮮紙の販賣を主たる目的とする組合八、其の他十六で主たる販賣取扱品は漸次米穀其の他一般農産物に移りつゝある趨勢である。(參照別表第九)

第四章 會社

一 始政前の概況

統監府の設置後内地人の移住増加に伴ひ、會社の設立せらるゝもの漸増し、朝鮮人に在つても是等の刺激を受け、會社事業を企畫する者漸く多きを加へたけれども、本府始政前後に存在せる朝鮮人經營の會社は合名會社三、合資會社四、株式會社十四、計二十一社で、其の公稱資本金六百五十七萬圓、拂込資本金二百二十八萬圓に止まり、其の事業の種類は銀行及金融業十社、農業、運輸業各二社、林業、水産業、商業及工業各一社其の他三社であつて工業を目的とするもの

、如きは僅かに一社に過ぎず、又内地人との協同事業は合名會社一、合資會社十二、株式會社七、計二十社で、公稱資本金二千五百萬圓、拂込資本金二千五百一十一萬圓であつたが、其の内朝鮮銀行及東洋殖産株式會社の二特殊會社を除く外殆ど見るべきものがなかつた。

内地人の朝鮮に於ける會社事業は相當古い沿革を有するが、漸く設立盛となりしは日露戰役後特に統監府設置後のことに屬し、其の經營せる事業の種類は主として農林業、各種物品の販賣、運送取扱業等で明治四十三年十一月末日現在に於ては合名會社十二、合資會社三十六、株式會社五十四、計百二社で其の公稱資本金九百六十四萬圓、拂込資本金四百七十一萬圓、又内地會社で支店を設置せるもの數は總數二十五社を算した。

次に當時に於ける外國人の會社事業中主なるもの合せて十社を算せるが、多くは英米人の經營に依り其の大部分は鑛山業を目的とした。

斯くの如く一般經濟の漸進に伴ひ、會社企業も漸次増加の傾向に在りたれども、一面に於て當時の朝鮮人は概ね法律上及經濟上の知識經驗に乏しく、複雑なる會社組織の事業を經營し得る者少く、又事業の前途に對する判斷明確を缺き、往々狡猾者の甘言に誘惑せられ不慮の損失を蒙る處あり、又内地資本家にして朝鮮の實情に通ぜざる爲往々如何はしき企業家の誇張の言に動かされ實際に適切ならざる事業に投資して不測の損害を蒙る等、朝鮮産業の發達上憂慮すべきものが少くなかつた。

二 始政後の施設

總督府設置後如上の弊害に鑑み、企業の健全なる發達を企圖する爲、朝鮮内に於ける會社の設立及朝鮮外に於て設立したる會社の朝鮮に於ける本店又は支店の設置に關しては、當分許可主義を採るの必要を認め、明治四十三年會社令同

令施行規則を發布し孰れも明治四十四年一月一日より實施したのである。

會社令の發布に付ては世間往々種々な批評もなかりなかつたが、從來會社企業に關して存在せる幾多の弊害を排除し特に不正利得を目的とする計畫の如き殆ど全く其の跡を絶ち會社の設立を堅實ならしめ、産業の發達に貢獻せる効果は之を否定し得ないであらう。

即ち併合當時極めて微々たるものであつた朝鮮の會社事業も、爾來官憲の保護監督と一般經濟及民衆知識の進歩に伴ひ、逐年堅實なる發展を遂げ、且朝鮮に於ける各種産業の發展、朝鮮事情の周知は内地實業家をして、朝鮮に於ける事業殊に工業の經營に着目せしめ、偶々歐洲戰亂の影響に因る財界の好況を機とし、大正五年以來紡織業、甜菜製糖業、硬質陶器製造業、セメント製造業、製鐵業、パルプ製造業等に付大規模の組織と豊富な資金とを以て、其の企業を計畫するもの相踵ぎ、在鮮實業家亦之に刺戟せられて、生絲及織物製造業、鐵工業、醸造業等に付相當規模の經營を日論むもの續出し、朝鮮に於ける會社事業は頗る其の面目を更むるに至つた。(參照別表第十)

斯くて會社令は實施以來年を關すること九年會社企業に關する弊害漸く其の跡を絶ち、殆ど所期の目的を達せるのみならず、朝鮮人に在りても經濟力の發展著しく、會社企業に關する一般の理解進歩し、一方朝鮮の事情が内地企業家に克く周知せられたる等、各般の事情其の趣を一新せる爲、此の上會社企業に對し特別の干渉を加ふるは時代の進運に策應する所以に非らざるを認め、會社令は大正九年四月一日を以て之を廢止した。但し取引所、保險業、無盡業、有價證券の賣買若は仲介業に付ては其の事業の性質に鑑み特別の監督を要するので、之等の事業を目的とする會社に對しては、當分の内仍従前の規定を適用することとしたが、無盡業に付ては大正十一年四月無盡業令發布せられ、又取引所に付ては昭和六年五月朝鮮取引所令の發布を見たので右二業種の會社は會社令の適用を受けざることゝ爲つた。而して會社令

實施以來其の廢止に至る迄の間に於て本令に依り處理せる事項は、鮮外會社の朝鮮に於ける支店設置の申請九十一件内許可八十五件不許可二件取下又は却下四件、本店設置の申請十一件全部許可、又朝鮮に於ける會社の設立申請は、六百七十六件で、内許可五百五十六件不許可四十三件、取下又は却下七十七件を算してある。尙既設會社に對し解散を命じたるもの七件、支店閉鎖を命じたるもの一件ある。

今昭和十一年末の現況に付て觀るに、朝鮮に本店を有する會社の總數は二千七百二十一社、其の資本金總額十一億八千四百一萬六千三百三十四圓、拂込資本金七億二千三百二十六萬九千六百六十九圓にして、内地又は外國に本店を有する會社の鮮内支店數は百九十五を算し實に顯著なる發達を遂げた。

第五章 度量衡

一 始政前の概況

朝鮮古代に於ける度量衡制度に就ては文獻の徵すべきものが無いので、詳でないが新羅、高麗朝時代に於ては唐宋の制度を模倣してゐたやうである。李朝第四代世宗の七年支那の黃鐘律に則り度量衡の制度を定めてより第二十五代哲宗王の代に至る迄は相當統制を保たれたやうであるが、其の後久しく自然の推移に任せて顧みざりし爲支離滅裂し光武六年(明治三十五年)の頃は殆んど紊亂の極に達し、不正取引の弊に至つては全く收拾すべからざるものがあつた。政府に於ても如上の弊害に鑑み同年七月内地の制度に倣ひ在來の名稱単位を參酌して、度量衡規則を發布し、兵式院を設けて製作及販賣を政府直營となしたけれども、當時の工業幼稚なる爲製作意の如くならず、而も政令徹底せず遂に實績を擧

ぐるに至らなかつた。次いで光武八年(明治三十七年)兵式院を廢して農商工部に移管し同九年新に度量衡法を公布し名稱単位を一層内地の制に則り製作及販賣は従前通り官營とし先づ之を京城及仁川に實施したのである。越へて同十年我が統監府設置せられ逐次全鮮各地に亘りて實施せらるゝに至り計量思想の長足的發達を見たので更に明治四十二年九月度量衡法に一大改正を加へ其の名稱単位及種類を全く内地同様とし正確なる器物を都鄙を通じて低廉に供給する爲、製作、販賣及修理は従前の通政府の經營として三箇年を期し半島全土に之を實施するの計畫を樹て、併合前に於て其の一部に之を施行し明治四十五年を以て全道普く施行をさし半島に於ける計畫は稍々面目を改むるに至つたのである。

二 始政後の施設

爾來専ら器物の改善普及と計量觀念の啓蒙に努め、一面取締の勵行に依つて取引の公正を期し相當の實績を擧げて居る。今是等施設の概況を述べ左の如くである。

(一) 度量衡器の普及

度量衡法發布以來本府職員を各道府郡に出張せしめ、地方官廳及警務官廳と協議し、一般人民に對し法の趣旨を講演せしめ器物の普及計量思想の啓蒙に努むると同時に、大要五十戸毎に一組の度量衡器(鯨尺一尺、二尺、木製穀用斛一斗又は五升、一升、五合、一合大中小斗概、皿付秤二貫五百匁各一個を一組とす)を備へしめ次で第二回普及方法として之を二倍として大正四年度を以て略其の目的を達し、爾來引續き各種の機會に於て普及に努めたのである。

販賣の方法は水量メートル、瓦斯メートル及特殊の事由に依り直接販賣を必要とするものを除くの外、總て委託販賣の制を採り各地に於ける相當資力信用あるものを指定し賣上高を標準として相當の保證金を納付せしめ、之に器物

の販賣を委託して統一せる價格を以て販賣せしめて居る。併合當時には委託販賣者僅に十四名其の販賣年額六萬三千餘圓に過ぎなかつたものが昭和十一年度には委託販賣者四百九十三名販賣高實に百四十一萬一千餘圓(雜收入一〇、四〇〇を加ふ)に達し、猶益々需要増加の趨勢に在る。

(二) 度量衡の取締及檢定

始政以來職員を各地に派遣して法規の周知に努むると共に、器物の使用を奨励し、又は樞要の地に於て器物の集合検査を行ひ、若は臨時店舗工場に臨検して計量の適否に就き取締を勵行して居る。又大正二年以降隔年地方廳在勤官吏を招集して必要なる技術及事務を講習し、地方廳に兼務取締官吏を普く配置し管内の取締及檢定を爲さしめて居る。大正十五年現行度量衡令發布に依り、第一種取締(業務上取引若は證明に使用し又は使用に供する爲所持する度量衡器に對する集合検査)第二種取締(第一種取締以外の取締)及檢定の一部は内地同様道知事之を行ふことに改正されたけれども、未だ専任取締官吏及檢定用具の配置少なき爲本府職員を派遣して之が應援に努めて居る。尙專賣局、遞信局、鐵道局、産業團體、會社、工場等に對しては、前記講習會に職員又は従業員を出席聽講せしめて自治取締の向上を圖つて居る。

(三) 度量衡器の製作及修葺

度量衡法實施の當時朝鮮に於ける諸工業は仍極めて幼稚で、特殊の技術を要する度量衡器の製作は困難なる状態であつたので殆んど内地當業者をして之を製作せしめたのであるが、半島に於ける工業振興の一助として、朝鮮人に職業を與へ、朝鮮産材料を使用するの方針を以て、大正九年以來民間當業者を指導誘掖して製作を命じたのであるが、爾來民間製造工業は著しき發展を見るに至り、現今に於ては高級度量衡器及計量器を除くの外殆んど鮮内に於て製作

し得る状態である。

度量衡器の修葺は之を許可制とし許可期間を五箇年と定め政府の販賣したる鐘、増鐘及分銅等の販賣を爲すことを得しめ又衡器の緒紐又は錘絲の取換の如き極めて簡易なる修葺に付ては、委託販賣者に在りても之を爲し得ることになつて居る。昭和十二年九月一日現在に於て鮮内樞要の地五十三箇所に適當の者を選定して本府に於て技術を得得せしめ、之に許可を與へ遠隔なる地方に於ける器物の修葺を爲さしめ使用者の利便と計量の正確保持に努めて居る。尙修葺材料の内秤桿の緒紐又は錘絲は統一せしむる必要上總て政府の販賣したるもの、外使用出來ないことになつて居る。

三メートル法の實施

舊度量衡法制定當時の經濟社會の實狀は極めて幼稚であつたので、條文も頗る簡單なるものであつたが、併合以來朝鮮の産業は日進月歩の勢を以て發達を遂ぐるに従ひ、度量衡は尺貫法、ヤードポンド法及メートル法の三系統の單位混用せられ、其の使用範圍も亦錯雜して統一を缺き、産業、教育、軍事上は勿論國民生活上の不利不便も少ないので、大正十五年内地に順應して現行度量衡令を發布し、最も合理的にして而も正確なる「メートル法」に之を統一し法の適用範圍を取り又は證明用のものに限定して大正十五年四月一日より施行し、爾來展覽會、講習會又は懇談會等に依り鋭意「メートル法」の普及宣傳に努めたる結果廣範圍に互つて相當普及を遂げ其の成績見るべきものがあつた。就中、學校教育に於ては殆んど完全に近く、鐵道、遞信、土木等の事務事業に於ても略實行に移り民間側に在つては主要都市に於ける百貨店、公設市場、大會社、大工場等を始めとし日を追ふて實行者増加の趨勢に在るが、積年の不況に異せられ之等各種の事務又は事業中にも尙其の普及に不充分の廉があり、豫定の通昭和十二年四月一日より之が圓

満なる施行を見ることは仍困難なりと認められ、且つ内地に於ても同様の理由に依り昭和八年十二月勅令第三百三十八號を以て猶豫期を夫々五年乃至十年延期せられたので、朝鮮に於ても之に順應するの必要を認め度量衡令の施行に關する根本方針を改變することなく之が圓滿なる施行を期する爲、且亦施行猶豫期間を内鮮相異にするときは、將來取引上諸種の支障を惹起する惧なきを保し難いので總て之を内地同様にすることとなり、第一次猶豫期間を昭和十四年六月末日迄延期すると共に、尺貫法及ヤードポンド法の器物の檢定並に其の效力の猶豫期間を何れも昭和十九年六月末日迄とすることに決定し、昭和九年四月十三日附府令第四十一號を以て發布されたので此の期間内に於て圓滿なる施行を見るべく一層メートル法の普及に努力しつゝある。(参照別表第十一)

第六章 石油業

近年國內に於ける各種産業、交通、運輸並に軍器等の異常なる進歩發達に伴ひ石油の需要は著しく増加し來りたるが之が國內に於ける資源は極めて少く其の生産數量僅に全需要量の一割内外に過ぎず其の大部分は之を外國よりの輸入に依つて現狀にして之を此の儘放置せんか、産業經濟上將又國防上山々敷問題にして殊に輓近内外情勢の急激なる變調に伴ひ益々之が供給の確保及製油業の確立を期するの緊切を加ふるに至り朝鮮に於ても昭和九年七月一日より内地同様石油業法を施行し石油業を許可事業とし業者毎年の輸入、生産及販賣等事業計畫に對しては認可制を採用し且つ業者には常時一定量の石油保有の義務を負はしむることとし、他方國民經濟上産業が有する地位に鑑み之が販賣價格及數量に關する統制命令乃至設備の改良、擴張等公益上必要な命令を發し得ることとし併せて業務の狀況其他に對しては常に監督を濃厚ならしめ

法令に違反するものあるときは之を嚴制に處する等専ら産業の健全なる發達を期することとせり。

而して現在本法に依り許可を受けたる石油精製業者は元山に於ける朝鮮石油株式會社及釜山立石商店の二社あり又輸入業者は内國會社五社、外國會社三社の合計八社ありて鮮内に於ける需要の大部分を供給しつゝあり。

現在鮮内に於ける石油の需要高は概略揮發油一三五、〇〇〇軒、重油一四九、〇〇〇軒、燈油九四、〇〇〇軒、輕油、機械油各三〇、〇〇〇軒乃至四〇、〇〇〇軒なるが各種産業、交通の異常なる發達に伴ひ最近需要の増加は殊に著しく揮發油、重油の如きは二割内外の増加を示しつゝありて茲數年後には現在に倍加する需要を見るべく燈油、輕油、機械油等亦相當の増加を示しつゝあり従て今後此等石油の供給の圓滑を圖る上に於ては速に製油業の確立を期すること最も緊要なるを以て本府に於ては先づ既設製油業の堅實なる發達を圖ると共に一面人造石油製造事業法に依る石炭低溫乾餾事業、石炭液化事業及ガスの合成事業等を積極的に助成し揮發油、重油等の増産を圖り以て鮮内石油の自給を促進せしむべく努力中なり。

因に石油業法施行後に於ける石油業者を示せば左の如し。

1 石油精製業者及輸入業者

業種	會社名	主ナル事務所
精製業	朝鮮石油株式會社	京城府黃金町一ノ一八〇
同	株式會社立石商店	釜山府本町一丁目二十五番地
輸入業	ライジングサン石油會社	京城府南大門通三丁目十番地
同	ゼ、テキサスコンパニー(チャイナ)リミテッド	京城府南大門通五丁目一番地

保ち以て鮮産品の宣傳紹介及商取引の改善發達に努めてゐる。

二八

三 博覽會、共進會及品評會

本府主催の下に經營せるものは、大正四年に於ける始政五年記念朝鮮物産共進會及昭和四年に於ける朝鮮博覽會に止るが、此の外大正十二年に於ける朝鮮農會主催の朝鮮副業共進會に參同施設を爲したものを初めとし、其の他各道に於ける共進會品評會は勿論鮮外に於ける博覽會、共進會又は品評會等に對しても必要に應じ之に參同出品し、朝鮮の各種産業並に重要資源の宣傳紹介、朝鮮事情の周知徹底及物産の販路擴張に努め來つた。殊に昭和四年の朝鮮博覽會は規模最も大にして出品の範圍亦施政の各般に互り施政二十年間の統治の實績を明にし又廣く鮮外からも多數の出品を求め彼是較量して採長補短相互紹介に便する等、半島の開發に裨益する所甚大であつた。

四 鮮米協會

鮮米協會は朝鮮米の眞價を紹介し其の販路の擴張を圖る目的を以て、本府及各道後援の下に鮮内主なる當業者に依つて大正十二年十二月組織せられたる非營利團體で本部を京城に置き、大正十三年一月東京市に支部を設け常務理事を駐在せしめ同二月業務を開始し、爾來其の活動に依り、従前微々として振はなかつた東京方面に對する鮮米の移出を増加し、大正十四年には三十萬石に上り、昭和十一年には百三十四萬石に達する盛況を示した。亦昭和六年一月には名古屋に支部を開設し鮮米の牌價發揚上大に貢獻してゐるが更に其の基礎を鞏固ならしむる爲昭和八年十二月社團法人に組織を改めた而して近時内地に於ける米穀統制の弊大なる爲本協會は鮮米の合理的配給に専ら努力することになつた。

五 朝鮮物産協會

朝鮮物産協會は朝鮮物産の販路擴張に資する爲設立せられたる非營利的機關で、大正十三年十一月本府及各道後援の下に鮮内各地の有力なる實業家の發起に依り成立し同年十二月大阪市に支部を設け常務理事を駐在せしめ各種朝鮮物産の販賣、轉運並に朝鮮物産に對する需要地に於ける嗜好等に關する諸調査報告及内地資本家の鮮内企業誘導等に付鋭意其の使命の達成に努め來つた。

而して本協會は將來一層其の事業の擴張を圖り益々其の機能の増進を期する爲、大正十五年五月社團法人に組織を變更し鋭意事業の進展に努力してゐる。

六 朝鮮貿易協會

昭和七年三月滿洲國建設せられ朝鮮と滿洲とは物資の需給上極めて密接なる關係となつたので、此の機に於て對滿輸出貿易を積極的に促進する必要を認め、同年六月朝鮮に於ける關係官民多數會同協議の結果滿洲に對する朝鮮物産の紹介宣傳並に取引の轉運機關を設置することに決議し、右決議に基き本府各道及各商工會議所後援の下に翌八年二月朝鮮貿易協會を設立した。

本協會は對滿洲及北支貿易の振興を圖る爲朝鮮物産の紹介宣傳、取引の仲介轉運、其の他對外貿易促進上必要なる調査研究等を爲すを目的とし、本部を京城に、支部を奉天に、出張所を新京及安東に置き、業務を開始したのであるが、更に協會の基礎を一層確實鞏固ならしむると共に益々機能の増進を圖る爲同年六月組織を變更して社團法人とし所期の目的達成に邁進しつゝあるが其の後更に釜山に支部を哈爾濱、大連、天津に出張所を開いた。本府は朝鮮産業の進展上此の種機關の活動を促すことの緊要なるを認め、八年度より年額二萬圓の國庫補助を爲し本協會の事業遂行を援助して來たが支那事變の結果北支及中南支方面に對する輸出貨品の重要性に鑑み昭和十三年度に於ては補助金を一躍十一萬四千六百圓に増額し、天津、上海に支部を安東、清津、牡丹江に出張所を新設し協會の機能を擴充し積極的に活動せしむることとなつた。

二九

保險に類する思想は古來朝鮮にも存したが、會社組織に依る保險事業の如きは全く内地より移入せられたるもので、明治二十四年帝國生命保險株式會社が、釜山に代理店を設置したのを以て其の嚆矢とする。之等の保險業取締に關しては、何等法規の制定なく全然民間の自由に委ねる外なかつたが、以上の營業所は何れも内地に於て事業免許を受けた會社の支店、出張所又は代理店に屬する關係上、各其の本店を通じて間接に内地保險業法の監督を受けたので別段弊害の發生を見なかつた。

總督府設置後明治四十三年十二月會社令發布せられ同令の適用を受くることとなり、朝鮮に於ける會社の設立及朝鮮外に於て設立せる會社の支店の設置に付ては、朝鮮總督の許可を要することとなつた。而して會社令は大正九年三月限り廢止せられたが保險事業に付ては事業の性質に鑑み機宜の方法として會社令の適用を存続することとした。

保險事業は年に依り多少の消長はあつたが、大體に於て營業者の努力と經濟狀態の昂上及保險思想の普及とに依り、逐年發達し、生命保險に在つて、明治四十三年末に於て内地會社の朝鮮に於て事業を經營するもの十二其の支店數一、出張所代理店數九十五、契約高一萬四千件、三百七十五萬八千圓、同年收入保險料十九萬圓であつたもの昭和十一年末には朝鮮に於て事業を營む會社三十六社、内朝鮮に本店を有する會社一、内地に本店を有する會社三十三、外國に本店を有する會社二、支店出張所代理店數二千六百三十、年末現在契約高三十四萬六千件、五億一千九百三十萬圓、同年收入保險料一千七百五十七萬九千圓に増進し、又損害保險に在つては、明治四十三年末朝鮮に於て内地會社の事業を經營するもの十二社其の出張所及代理店數八十九、契約高三萬三千四百五十萬圓、同年收入保險料四十萬三千圓であつたが、昭和十一年末には朝鮮に於て事業を營むもの六十社、内朝鮮に本店を有する會社一、内地に本店を有する會社四十二社、外國に本店を有する會社十七社、是等の支店、出張所、代理店數四千六百六十九、年末現在契約高二十九萬八千件、四億六千二百五十六萬圓、同年收入保險料三百八十三萬一千圓に達した。

第二編 工 業

第一章 總 說

朝鮮の工業は往時相當の發達を遂げたこともあるけれども、凡て家内工業又は小工場工業であつて其の種類も機業、織業、製紙業、醸造業、金屬工業等に過ぎなかつた。而して之等の工業も國力の疲弊と共に漸次衰退し李朝の末期に在つては纔に其の片影を留むるに過ぎず、而も其の技術の幼稚、使用器具ら不完全等の爲に製品は頗る粗悪にして商品的價値を有するもの少く、従て一般の生活必需品も大部分は輸入品に俟つ有様であつた。

明治三十九年統監府設置せらるゝや漸く工業の獎勵に留意し、或は篤志家又は組合等に補助金を交付して工業の傳習を爲さしめ、或は營業者に器具機械購入費を補助し、或は京城に工業傳習所を設け内地より専門技師を聘して各種技術の傳習、模範製作等を爲さしめ、又醸造試驗所を設けて醸造に關する試驗調査を行はしめ、或は機業の巡回教師を置き斯業の指導に當らしめる等工業の改良及普及に努めた。次で明治四十三年總督府設置せらるるに及び本府及地方廳に於ては工業の振興に關し、更に計畫施設を施し、即ち補助金品の交付、或は傳習指導等従前の施設を充實すると共に、中央試驗所を設けて工業に關する各種の調査研究並に實地指導を行はしめ、或は工業教育機關を創設して知識及技術の養成に資する等鋭意工業の發展に努め來つたが、是等各般の施設は時勢の進展と相俟つて技術の進歩、製品の改良及生産の増加を促し、且鮮人の工業に對する思想漸次發達せられ、工場組織に依り事業を經營する者漸く増加の傾向を示し、又内地實業家に於て朝鮮に於ける工業の經營を企圖する者漸く多く、紡織、製糖、硬質陶器、セメント、製粉、醸造、バルブ、窒素肥料、

油脂、麥酒、石油等に付大規模工業の經營を見るに至つた。殊に朝鮮窒素肥料株式會社、朝鮮紡織株式會社、日本穀産工業株式會社、大日本製糖株式會社朝鮮工場、王子製紙會社朝鮮工場、北鮮製紙化學工業株式會社、朝鮮小野田セメント株式會社、日本産業領南浦精鍊所、日本製鐵株式會社兼二浦製鐵所、昭和及大鮮燒酎工場、朝鮮麥酒株式會社、昭和麒麟麥酒株式會社、東洋紡績株式會社京城工場及仁川工場、鐘ヶ淵紡績株式會社京城工場及全南工場、朝鮮石灰工業株式會社、朝鮮石油株式會社、朝鮮油脂株式會社等は近代的大規模工場である。

今工場工業發達の状況を見るに明治四十三年に於て工場數五十餘、従業員數八千二百人、生産額九百二十二萬圓なりしもの、昭和十一年には工場數五千九百二十七、従業員數十八萬八千二百五十人、生産額七億三千八十萬八千七百六十八圓に達してゐる。(參照別表第十二、第十四)

家内工業に於ても併合當時約二千萬圓であつたものが昭和十一年には二億二千七百八十萬七千九百五十七圓に達してゐる。

第二章 工業原料

朝鮮は各種工業原料の賦存、産出に富み、特に總督府設置以來農、林、水産、鑛業等各方面に互り諸般の勸奨施設を加へたる結果、其の品質は改良せられ産額は増加しつゝある。左に現在利用せられ又は利用せられんとしつゝある主要なる工業原料に付概況を述べよう。

(一) 棉花 朝鮮の氣候風土は棉花の栽培に適し既に韓國政府時代に於て相當之が改良増殖に努めたる爲、始政當時に於ても其の作付反別は四萬町歩に達してゐた。然るに在來棉は品質良好ならず、收量も亦少き爲米國種陸地棉の栽培を擴

張する方針を樹て、大正元年より同七年に至る棉花獎勵第一期計畫、同八年より十八年に至る第二期計畫を定め陸地棉の栽培に適する南鮮六道に之が栽培を獎勵し、又西鮮三道には在來棉の栽培及改良を獎勵せる結果之が栽培は著しく發達するに至り、江原、咸南の一部及咸鏡北道を除く外、各地に其の栽培を見就中全南、慶南、北の各道は其の主産地である。

而して轉近窮乏せる農村の振興策として又一面國防的見地より棉花増産の要切なるを認め、新規に棉花増産計畫を樹立し、昭和八年以降十箇年を期し作付面積三十五萬町歩實棉生産高四億二千萬斤に達せしむべく目下助長獎勵中である。昭和十一年中の作付段別及收穫高左の通である。

作付段別	收		收穫高	
	陸地棉	在來棉	陸地棉	在來棉
一畝三畝町	一畝三畝町	三六、五六町	一畝三畝町	三六、五六町
二畝三畝町	二畝三畝町	三六、五六町	二畝三畝町	三六、五六町
三畝三畝町	三畝三畝町	三六、五六町	三畝三畝町	三六、五六町
計	計	計	計	計

(二) 大麻 朝鮮には到る處大麻の成育に適し、朝鮮特用作物中重要な地位を占め、朝鮮人向麻布原料として盛に栽培せられてゐる。近年栃木種を普及獎勵して以來、品質向上し統一せられ、既に約二萬六千町歩の作付段別を有し江原、慶南、慶北、咸南北、平北等は其の主産地である。昭和十一年の收穫高は四百七十九萬貫に達した。

(三) 苧麻 苧麻の栽培は氣候の關係上、南鮮の一部地方に限られ、其の纖維は細く強靱で且つ光澤絹絲に類似し、高級の夏衣原料として需要多く目下之が増殖を圖りつゝある。其の主産地は全北、全南、忠南の各道に亘る。目下鐘ヶ淵紡績株式會社は全北、全南に苧麻栽培計畫中である。昭和十一年の作付段別千四百餘町歩收穫高十一萬六千餘貫を示した。

(四) 亞麻 昭和五年農事試驗場北鮮支場及咸鏡南道に於て試作の結果成績頗る良好なりし爲、昭和七年度に於て百二十町歩に亘り農家をして栽培せしめたるを、反當收量四百五十斤に達し其の品質亦良好にして北鮮地方に於ける亞麻栽培の頗る有望なる事を認めためたので、帝國製麻株式會社は本府援助の下に昭和九年より十箇年を期し栽培面積を六千町歩に擴張する計畫を樹て目下増産を圖りつゝあり。昭和十一年の産額三十三萬四千三百五十一貫を見た。

(五) 繭 朝鮮の氣候は養蠶に好適し、全鮮到る處に其の生産を見就中慶北、江原、全南、平南、平北、忠南、咸南の各道最も多く其他の各道も亦逐年累進の狀態である。従來は劣等なる在來の三眠蠶なりしも、始政以來蠶種の改良統一を圖り又飼育法の改善、蠶種桑苗の配付等各般に亘り指導獎勵し又大正十四年より向十五箇年を期し、産繭百萬石増殖計畫を樹立し、最近に於ては其の額約六十八萬石に達し、尙逐年累増の趨勢にある。山來朝鮮の養蠶は内地と事情を異にし、純然たる農家の副業なる爲近年の如く絲價の暴落に逢着するも、尙採算の餘地があり前途は極めて有望である。昭和十年に於ける狀況は左の通である。

桑川反別	養蠶戸數	春	蠶	夏	秋	蠶	額
		六三三三	一四八五四四	七六八〇八	三、五二、五三		
		六六、〇元戸	一四、八五、四四元	七、六八、〇八元	三、五二、五三元		

(六) 羊毛 朝鮮の氣候は乾燥にして比較的冬期降雪少く且飼料及土地豊富なる爲綿羊の飼育に適してゐる。仍て本府は大正八年より咸南北、平北、黄海、全南の五道を選び蒙古種羊を民間に配布し、試験的飼育を行はしめ牧羊獎勵を圖つたのであるが近時國策上の見地より特に牧羊獎勵の必要を認むるに至り、先ず第一期計畫として、昭和九年より十箇年間を期し黄海、平南、平北、江原、咸南、咸北の西北鮮六ヶ道の農家に一戸當約五頭の副業綿羊を飼育せしむることを

主眼とし、種羊場の設置、指導職員の設置、民間綿羊の保護等を計畫實施中である。昭和十一年中産額は二萬五千九百七十七疋なり。

(七) 楮皮 楮は南鮮地方に生育し山間の沃土又は溪流の堤塘等を利用して粗放的に栽培せられてゐたが、始政以來之が改良増産に盡したる結果楮皮の品質著しく昂上し産額も昭和十一年には百八十四萬貫に達した。

(八) 莞草 莞草は朝鮮特有の三角闊で古來莞席原料として各所に栽培を見、纖維極めて強靱にして細裂し易く、且色澤鮮麗にして各種の編織に適し近年本草の利用を著しく發達した。全南、黄海、京畿、慶北、慶南の各道は其の主産地にして昭和十一年中の收穫高は百三十四萬餘貫である。

(九) 牛皮 朝鮮に於ては古來畜牛盛にして其の副産物たる牛皮の生産又豊富である。剥皮法の改良に依り近來品質著しく優良となり主として鹽乾皮として内地及滿洲に移出しつゝある。昭和十一年の産額は四百二十一萬餘斤を見た。

(十) 大豆 大豆は朝鮮の風土に好適し、比較的粗放なる農法に依つても尙相當の收穫を得る爲、始政以來品種の統一並に調製法、栽培法の改善に力を注ぎ、品位の向上と増收に努めし結果咸鏡南道端川、安邊、京畿道長湍、慶尙北道永川安東の如き内地産を凌駕する優良品を生産するに至つた。殊に朝鮮大豆は蛋白質に富み豆腐、味噌、醬油等の製造用として賞揚せられてゐる。昭和十一年中の大豆作付反別七十八萬七千四百三十七町歩收穫高三百七十八萬四千餘石である。

(十一) 大麥及小麥 大麥は農家の食糧として、小麥は製粉原料として、需要多く、始政以來作付反別の擴張、優良品種の普及を圖ると共に、畑地少き南鮮地方の沓に、二毛作として栽培を獎勵したる結果産額増加し昭和十一年の收穫高は、大麥六百八十一萬三千石、小麥百六十萬五千石に達した。

麥酒工業の原料たる大麥の生産は未だ見ないが、將來之が栽培獎勵を圖るべく目下各農事試驗場等に於て試作中であ

る。

(三) 石炭 朝鮮の石炭は有煙炭及無煙炭にして前者は咸鏡北道に其の賦存多く、其の他黄海、咸南、平南の各道に於ても相當な炭田があり、總埋藏量四億二千萬噸と推定せられ咸南北産の褐炭は低温乾溜又は液化原料に使用せられて居る。後者は平安南道及咸鏡南道に産出し大部分は煉炭製造原料に供せられ總埋藏量十三億四千萬と稱せらる。その年額は昭和十一年に於て無煙炭百五萬一千噸有煙炭百二十三萬餘噸に達した。

(四) 明礬石 明礬石の主産地は全羅南道海南郡玉埋山鑛山及弊山鑛山同道珍島郡島加沙島鑛山であつて明礬石の品位は二四乃至六三%、其の推定埋藏量は三千二百萬噸と言はれてゐる。昭和十一年中の産額は十一萬四千餘噸で大半は前記二鑛山より採掘せられたものである。従來内地に於ては明礬及硫酸礬土の製造に用ひて來たが、最近之から盛に「アルミニウム」を製造してゐる。

(五) 礬土頁岩 礬土頁岩も「アルミナ」を多く含有する頁岩で主産地は平安南道大同郡内で無煙炭層中に介在し總埋藏量は約四千萬噸と推定せられる。耐火材として年二萬噸内外を移出してゐるがアルミニウム製造原料として有望である。普通含有量四〇―四五%のもの多く、最近六〇―七〇%に上る高品位のものが發見せられ前途重要視せられてゐる。

(六) 菱苦土石 咸鏡南道端川郡内に大鑛床發見せられ、鑛量品質共に滿洲國大石橋鑛床に比較すべきもので斯界の注目を惹き、次で咸鏡北道吉州郡にも相當の埋藏量を有する鑛床が發見せられた。

最近之を原料としクリンカー耐火煉及金屬マグネシウムの製造を目的とする會社が設立せられた。

(七) ニッケル鑛 江原道金化郡金城面又咸南端川郡南斗日面の二個所から最近ニッケル鑛が發見せられ有望視されてゐる。

る。又忠清南道岐郡に於ても良質なるニッケル鑛が發見せられ目下探鑛中である。

(七) 螢石 螢石は鮮内に於ける非金屬鑛物中有望視せらるゝもので、其の主なるものは黄海道戰寧郡及鳳山郡に跨る鑛床で、埋藏量約七十萬噸(品位七五―九五%)を有する。又品質最も優良なるは咸鏡南道洪原郡平浦面に發見せられた鑛床で、支那産を凌駕し年額一萬噸の採掘計畫を樹て盛に採行しつゝあり、其他江原道金化郡、全羅北道錦山郡等にも産出し昭和十一年中の産額は八千七百餘噸に達してゐる。用途は磨劑、硝子製造、塗料等の原料に供せられる外、アルミニウム製造に必要な人造水晶石の原料として重要視され需要増加しつゝある。

(八) 重晶石 重晶石はバイント、製紙、ゴムの製造等に用ひられ用途が多い、主産地は江原道金化郡、黄海道戰寧郡、慶尙南道統營郡等で、金化郡の鑛床は豊富なる鑛量を有し品位良好、硫酸バリウム含有量九七%以上の鑛石を見る状態にして其の埋藏量は九〇%以上のもの約百萬噸と推定せられ我國主要の産地であり、昭和十一年中五千百十三噸の産額を見た。

(九) 滑石 滑石の主産地は忠清北道忠州郡及咸鏡南道利原郡等で、共に良質の滑石を産し製紙用、紡織用、滑澤料として使用せられる。昭和十一年中の産額一萬一千六百餘噸である。

(十) タングステン鑛 タングステンは特殊鋼の原料に用ひられ軍事上、工業上重大なる使命を有する。江原、忠南北、京畿、黄海、平北の各道内に産出し、昭和十一年の産額は一千七百七噸である。

(十一) 高嶺土 高嶺土は各道に産出するが咸鏡北道生氣嶺炭鑛、慶尙南道河東、金海兩郡産は陶磁器原料として、又平壤附近の三神炭鑛産頁岩は耐火材として著名である。全羅南道海南郡産も品質優良である。昭和十一年中の額は二萬四千七百十二噸を超へてゐる。

以上の外各種工業原料葡萄酒原料用葡萄の産額相当あり、又石鹼原料としての動植物性油脂、澱粉原料として玉蜀黍、馬鈴薯、甘藷等セメント原料の石灰岩、粘土等相當の産額を示してゐる。

三八

第三章 勞 力

朝鮮に於ける内、鮮、外人工場労働者の数は、總督府設置以來工場工業の發展に伴ひ、其の數を増加し、明治四十三年に於ては八千二百餘人に過ぎなかつたが、昭和十一年には十八萬八千二百五十人を示してゐる。

之を總人口に對比すれば八厘五毛であるが、之を内地に於ける比率三分六厘(昭和九年度)に較ぶるも甚だ低率である、これは朝鮮の工業が未だ茂盛でないことを示すと共に、向後に於ける事業の興起に對しては極めて豊富なる供給力を存することを示すに足る。

鮮人の勞銀は内地人の勞銀に比し遙に低廉にして、昭和十一年中の調査に依れば五十人以上の職工を使用する工場の場合の賃銀は内地人男一日平均一圓八十五錢に對し朝鮮人男一日平均九十二錢となつて居る。未だ技術的素養と工場的訓練に於て遜色はあるが、鮮人を使用するは各種企業上頗る有利なる爲大部分は鮮人職工を使用してゐる。

第四章 燃料及動力

朝鮮に産出する石炭は、褐炭及無煙炭であつて殊に無煙炭は世界に於て著名なるものに屬する。石炭の産出高は昭和十一年に於ては約二百三十萬噸に達し之を始政當時の七萬餘噸に比すれば實に雲泥の差であるが工業の進歩、鐵道の普及、

其の他日用炭の使用増加に依り、需要も亦逐年増加し昭和十一年に於ては百五十四萬餘噸の輸入を見た。最近の調査探礦に依れば、朝鮮に於ける石炭の埋藏量は、約十七億五千萬噸と稱せられてゐる。近年褐炭を原料として低溫乾餾事業に依り重油、揮發油等の生産を見るに至つたことは燃料補給の上益する所大であらう。また工業用の動力に關しては、電力の統制に成功し、且つ鮮内の主要河川に於て百四十七箇所の發電地點があり、其の最大發電力實に二百三十七萬キロワットである。其の水力は多く脊梁山脈附近に有り、貯水と流域變更の方法に依り、豊富なる流量と十分の落差を得らるので、近年水力の利用順に發達し、従來金剛山電氣、南朝鮮水電、元山電氣及自家用電氣施設者たる東洋合同鑛業の水力發電所がありたるのみであつたが、其の後朝鮮鑛業肥料會社に合併され操業中の朝鮮水電(赴戰江水系二十一萬キロワット)及長津江水電(長津江水系三十二萬キロワット)富寧水電(二萬八千キロワット)朝鮮鴨綠江水電(百六十萬キロワット)等の大會社出現し劃期的な計畫を見るに至り將來電力を低廉に工業化し得る見込は充分である。

要之朝鮮に於ける工業の成立要素中從來比較的不利の状況に在りとせられたるは燃料及動力であるが、叙上の通り鮮内石炭の埋藏量も豊富なることが發見せられ又滿洲及九州よりの石炭の輸移入が容易であり一方水力電氣事業の躍進があり、之に加へ石炭液化事業並無水酒精事業の進歩を見るに至らば燃料及動力の供給は充分なりと謂ふことが出来る。

第五章 各種工業の概況

第一節 家内工業

(一) 機 業

機業は朝鮮農家に於ける最重要なる副業にして古くより綿、麻、絹の織物の生産を見たが、在來織物は其の使用器具

三九

の不完全と、操作の拙劣なる爲、製品は何れも粗悪を免れなかつた。始政以來本府及各道に於ては講習會の開催、改良器具の普及、共同作業場の設置、指導員の配置等を爲し極力之が改良發達を圖りし結果時勢の進展と相俟て近年著しく製品品質の向上及生産の増加を來した。今種類別に現況を示せば左の通である。

イ 綿織物 朝鮮に於ける綿布の生産額は昭和十一年に於て三千二百一萬餘圓に達せるが内五百六十八萬餘圓は農家婦女子の副業的生産にして大部分は手紡手織である。近來紡績絲を用ひボタン織機又は足踏織機を以て製織するものが漸次増加するに至つた。

ロ 麻織物 在來の麻織物は苧布及大麻布にして、夏衣、喪服、帆、袋等に用ひられる。苧布は忠清南道、全羅南北道に産し、大麻布は慶尙南北兩道、平安北道、江原道、咸鏡南道等に産す。孰れも手紡絲を以て製織せられるものが大部分であるが最近紡績麻絲を用ふるもの漸次増加の傾向にある。昭和十一年に於ける麻織物總生産額七百五萬餘圓中家内工業所産のものは六百五十三萬餘圓に達した。

ハ 絹織物 慶北、平南、咸南、全南、平北を主産地とし、多くは明紳と稱する平絹の類で就中慶尙北道尙州、平安南道成川、徳川、平安北道泰川、寧邊、熙川、咸鏡南道永興等の紬が最も有名である。昭和十一年の總生産額五百二十三萬八千餘圓中家内工業所産のもの四百五十九萬餘圓に達してゐる。

(二) 陶磁器製造業

高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、時勢の變遷と共に衰微し李朝末期に在つては殆ど見るべきものなき状態であつたが、當局の指導獎勵に依り近時漸く復興を見つゝある。元來朝鮮に於ては到る處陶磁器原料が豊富であるから斯業の將來は極めて有望である。

本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ技術の改善と斯業の發展に資しつゝある。昭和十一年の陶磁器生産額二百二十五萬餘圓中家内工業所産に係る陶器、磁器、土器等百二十九萬餘圓を占めその多くは飯場食器類等の日用品である。

(三) 朝鮮紙製造業

朝鮮紙は有望なる家内工業品の一にして楮を主原料とする手抄紙である。朝鮮在來の抄紙法は技術幼稚、器具亦不完全なる爲製品も極めて粗悪であつたが當局の指導獎勵により近時著しく品質が改善せられた。

本府は年々補助金を交付し、主産地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖りつゝある。

昭和十一年に於ける産額は二百七十七萬餘圓に達し多くは鮮内消費に充てられるが窓紙用、包装用、衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せらるるものが少くない。

(四) 酒類醸造業

朝鮮に於ける在來酒の主なるものは藥酒、濁酒及燒酎にして、其の他白酒、過夏酒、甘紅露等もあるも産額僅少である。

イ 藥酒 帶褐淡黄色にして清酒様の透明なるものもあるが、多くは多少混濁したるものである。一種の芳香を有し清酒に比し甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は粳米、糯米及小麥麴である。

昭和十一年職工五人以下の工場産額十八萬四千三百三十二圓三百九十二萬五千八百八十四圓である。

ロ 濁酒 粳米又は糯米、粗麴及水で醗を仕込み、十日以内にて製成せる白酒の酒で酒精含有量少く、酸の臭味共に強く、一般下層民衆の飲料として需要が極めて多い。昭和十一年職工五人以下の工場産額三百五十九萬二千六百七

十六箇三千二十二萬九千八百九十四圓なり。

ハ 燒酎 粳米、高粱、雜穀、粗麴を原料とする。日本燒酎に比し麴子臭を有する蒸餾酒にして酒精含有量三十度

前後を普通とする。昭和十一年職工五人以下の工場産額七十一萬二千四百六十箇四百五十七萬八千四百六圓なり。

此の外朝鮮白酒は外觀香味共濁酒、藥酒の中間に位し酒精含有量は十一、二%、過夏酒は味淋様の甘味酒にして酒精分三十度内外の夏期用飲料とするもの及、酒精分十三、四%の所謂高級飲料とするものとある。

前者は麴子粉、麥芽粉及蒸餾米及燒酎を原料として醸造し、後者は蒸餾米及優良粉麴を原料とする。

此等各種の在來酒は何れも其の製造極めて小規模にして非衛生的なりし爲、當局は技術の指導改善を爲すと同時に造場の集約合同を圖りたる結果今日に於ては漸次大量生産工業に轉じつゝある。

(五) 金屬工業

朝鮮人は古來真鍮製の食器、金盃、火鉢、便器等を愛用したる爲之が製造は以前に於ては相當盛であつたが之等は陶器、瑠璃鐵器等に代りて衰微し今日に於ては鍋、釜及農具等の鑄物業及指輪、簪、簪等の金銀細工業を主としてゐる。

(六) 雜工業

イ 莞草簾及莞草スリツバ製造業 莞草は一種の三角箇で京畿道、全羅南道及慶尙南道等に産し、此の表皮又は芯

を以て簾席、袋物、スリツバ等が製造せられ、殊に「スリツバ」類は最近多量の輸出を見て居る。莞草簾の主産地は

京畿道江華、全羅南道寶城、咸平、慶尙北道金泉、軍威等であつて莞草スリツバの産地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡である。昭和十二年の莞草簾の生産額は百一十一萬五千枚、百二十二萬四千箇に達す。

ロ 木竹工業 竹細工は全羅南道潭陽、鹽巖及羅州の竹器、竹櫛、簾等有名である。木工品は楨、箆筒、漆器等があ

るが就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺蚶漆器は有名である。

ハ 吹製産業

穀類、肥料等の容器として鮮内に多大の需要があるのみならず最近輸出せらるゝに至り當局も農家の主要副業として之を奨励しつゝあるから、今後産額も増加を見るであらう。昭和十一年に於ける産額七千四百三十六萬枚、九百四十一萬箇に達する。

第二節 工場工業

(一) 製絲工業

養蠶の隆興により産額高次第に増加すると共に京城、大邱、平壤、全州、光州、咸興等为首め各地に大規模の製絲工場が設立せられた。昭和十一年末に於ける機械製絲工場數七十四、釜數九千三百三十五、生絲生産額百二十二萬一千六百十三冠に達し將來益々擴張増設を見んとする情勢にある。

(二) 綿絲紡績業

朝鮮に於ける紡績工場としては、從來唯一の朝鮮紡績株式會社釜山工場あるのみであつたが、最近東洋紡績、鍾ヶ淵紡績、内地大會社の進出を始め京城紡績の紡績部新設、朝鮮紡績の設備擴張等あり鮮内に於ける斯業は急激なる發展を遂げるに至つた。何れも自家用綿絲の製造を主とし、一部を外部に販賣してゐるに過ぎない。昭和十一年中産額二千二百五十六萬一千七百九十一冠、二千二百七十四萬六千三百八十八圓なり。

(三) 綿織物工業

朝鮮に需要せられる綿織物は、粗布、細布等年額五千八百萬圓に達するが未だ自給の域に達せず其の四割は之を内地よりの移入に俟つてゐる。昭和十一年の綿布生産額三千二百一萬餘箇中工場生産高は二千六百十三萬六千餘箇である一部の製品は滿洲方面へ輸出を見て居り今後斯業は益々發展の可能性を有してゐる。主要なる工場は朝鮮紡績株式會社釜山工場(紡機三九、三七六鍾、織機一、二八〇葉)、京城紡績株式會社永登浦工場(紡機二二、六〇〇鍾、

織機八九六臺)、朝鮮棉花株式會社木浦工場(織機一〇〇臺)、東洋紡績株式會社仁川工場(紡機三一、四八八鍾、織機一、二九二臺)、同京城工場(紡機四五、三三八鍾、織機一、四四〇臺)、鍾ヶ淵紡績株式會社光州工場(紡機三一、八二〇鍾、織機一、四四〇臺)、同京城工場(紡機三九、五二〇鍾、織機一、五二五臺)である、此の外鍾ヶ淵紡績、大日本紡績等は平壤、大邱、大田、水原等に於て工場設立の計畫を有して居る。

(四) 絹織物及人絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産にして工場製品と稱すべきものは極めて小部分を占むるに過ぎない。最近人絹織物の需要は急激に増加し、昭和十一年に於ける移入高は二億八千八十三萬方碼八千二百三十四萬圓に達せる状況にして鮮内に於ても最近京城を始め各地に人絹織物工場が築出せんとしてゐる。現在主なる工場は朝鮮織物株式會社安養工場(織機一、〇五〇臺)、泰昌織物株式會社清涼里工場(三〇〇臺)、朝鮮紡績株式會社釜山工場(三二九臺)、釜山織物工場(二七八臺)、京畿染織株式會社京城工場(三〇〇臺)、西鮮人絹織物株式會社工場(三九臺)等にして此外計畫中のものも少くない、然れども之等諸工場の能力を合するも未だ鮮内に於ける需要を充たすに至らず今後發展の餘地は頗る多い。人絹布の染色加工業も最近急激に發達し京城、仁川、釜山が其中心をなして居る。

(五) 靴下製造業 近年鮮人間に於ける洋服の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つゝある。現在工場はいづれも中小工場に屬し平壤は其の中心である。

最近靴下の對滿洲輸出益々増加を見朝鮮に於ける斯業の前途は期待せられてゐる。

(六) 製綿工業 棉花の増産に従ひ、製綿工場が各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十一年製綿生産高は百三十九萬二千疋、百十九萬八千圓である。

(七) 金屬製鍊工業 朝鮮は褐鐵礦、赤鐵礦、磁鐵礦等優良なる製鍊原料豊富にして、黃海道兼二浦に日本製鐵株式會社の工場があり、銑鐵及鋼を製造して居る、更に清津には同社並に三菱の製鋼所が設立せられることになつた。此の外産金事業の勃興に伴ひ各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが朝鮮精鍊株式會社長項精鍊所、久原製鍊株式會社鎮南浦精鍊所、朝鮮製鍊開發株式會社興南精鍊所、佳友文坪精鍊所等著名である。

(八) 金屬製品並機械器具工業 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造諸器械の修繕を營むに過ぎず大規模の經營を爲す者は甚だ少なかつたが、最近鮮内に於ける各種産業の發展著しく、船舶、車輪、工具、機械類等の需要増加に伴ひ、之が製造工業が勃興するに至つた。現在主なる工場は、龍山工作株式會社、京城電氣株式會社工場、朝鮮重工業株式會社、朝鮮商工株式會社、朝鮮機械製作所、朝鮮製鋼所、弘中商工株式會社、等である。自動車組立工場も設立せられんとして居る。

(九) 陶磁器工業 朝鮮には到る處優良なる陶磁器原料を産し、且つ日用品土木建築用品等の陶磁器製品の需要益々多く、斯業の將來は極めて有望である。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるが、日本硬質陶磁器株式會社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に鮮人向の食器類を製造して居る。

(十) 珪瑯鐵器工業 從來京城に一工場あるのみであつたが昭和七年釜山に一工場設立せられてから急激に發達し目下京城に二工場、釜山に五工場あり、製品は各種の器具、食器、看板等にして鮮内は勿論滿洲、南洋方面に輸出せられる。

(三) 硝子工業 硝子工業は未だ盛でなく年三百七、八十萬圓の輸入を見つゝある。併しながら全羅南道、黃海道等の海岸には優良なる硝子原料砂を多量に産するから今後斯業の發達すべき餘地は少くない。

(三) セメント工業 道路、港灣、鐵道、建築等の事業勃興と共にセメントの需要は年々増加の狀態に在るが目下鮮内に

は朝鮮小野田セメント株式会社の平壤、川内里(咸南)、古茂山(咸北)工場、朝鮮セメント海州工場、朝鮮淺野の鳳山工場があり鮮内の需要に應ずる外一部は輸出を爲す。

(五) 煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要益々増加すべく之れが製造彌々有望である。現在都市附近に中小工場相當があるが最近平壤及生氣嶺に耐火煉瓦、タイル類の製造を見るに至つた。

(六) 石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量に乏しく貯蔵中脆化する等其の儘燃料として不適であるが、低温乾溜に依つて多量のタールを溜出し又水素添加による液化に適して居る、朝鮮窒素肥料株式会社は咸鏡北道永安に低温乾溜工場を設立し、揮發油、重油、パラフィン等を製造し、更に半成コークスを利用して發電及メタノールの合成を行つてゐる外同社系の朝鮮石炭工業株式会社は最近咸鏡北道阿古地工場に於て大規模の液化を開始した。

(七) 石油精製業 昭和十一年朝鮮石油株式会社の元山工場が建設せられたが、同工場に於ては原油より重油、揮發油、機械油、軽油等の精製を行ひつゝあり此外釜山にも小規模の精製工場がある。

(八) 石鹼製造業 朝鮮人生活の向上、産業の發達につれて石鹼の需要は逐年増加し、平壤、京城、釜山等には中小の洗濯石鹼製造工場が發達して居るが、朝鮮窒素肥料株式会社は魚油を原料とし硬化油を製造すると共に自家製過剰脂肪酸の消化策として興南工場内に大規模の石鹼工場を兼營して居る。

(九) 油脂製造業 朝鮮には荏胡麻、蓖麻、棉實、玉蜀黍等の採油原料に富み且つ滿洲大豆を利用するに好地位を占め植物油の製造事業は有望である。棉實は今後棉花増産計畫の進歩につれ益々増産せらるべく重要な採油原料となるであらう。目下木浦に日華製油株式会社の工場があり棉實油を製造して居る。

大豆油工場の主なるものは従來日陸公司の新義州工場のみであつたが、京圖線の開通により北鮮に於ける滿洲大豆の利用有望となるや清津に三井系の資本に依りて北鮮製油株式会社(資本金十萬圓)の設立を見るに至り又日本窒素肥料株式會社本宮工場に於ては抽出法により大豆油を製し同時に大豆粕を以て調味料の製造を爲しつゝあり。

又玉蜀黍よりは平壤の日本穀産工業會社に於て澱粉製造の副産物として多量の油を採つて居るが此他北鮮に於ける亞麻栽培計畫の進捗するに従ひ亞麻仁油の原料が新たに生産せらるゝ譯であり精米工場より出る多量の糠も今後採油原料として重視すべきものである。

魚油製造業 朝鮮の東海岸は鱒の大漁場にして之を原料とする魚油肥の製造盛である。鱒油の昭和十一年産額十萬八千餘噸に達し、従來多く内地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業が興るに至つた。絞粕は肥料として重要であるが、最近フィッシュミールの製造も増加しつゝある。

(十) 硬化油工業 朝鮮に於ける硬化油工業は昭和七年六月朝鮮窒素肥料株式會社興南工場の繰業開始により起り、次いで昭和八年十月朝鮮油脂株式會社(資本金百五十萬圓)の設立を見るに至つたが同社清津工場は九年七月より繰業して居る兩工場とも北鮮に豊富なる魚油を原料とし硬化油の他更に之を分解して脂肪酸、「グリセリン」を製造して居る。尙昭和十二年五月朝鮮協同油脂株式會社創立せられ目下江原道三陟に工場建設中なり。

(十一) 護謨製造業 主としてゴム靴製造工業にして大正八、九年以來急激に發達せるものである。昭和十一年産額千二百七十餘萬圓、近年對滿輸出旺盛となり前途極めて有望視せられてゐるが多數の工場濫立の状態に陥り業界の統制が要望せらるるに至り遂に釜山を中心とする南鮮の十數工場の合併により資本金八十萬圓の三和護謨株式會社の創立を見昭和九年九月半より事業を開始して居る。

(三) 製紙工業及パルプ工業 機械製紙工場としては新義州に於ける王子製紙株式会社他二、三の工場がある。王子製紙株式会社朝鮮工場は鴨綠江上流の木材を原料とし、包装紙を製造し、其他の工場にては塵紙、滿洲向燒紙等を造つて居る。昭和十一年の産額は包装紙四百八萬圓(二六、三〇九噸)に達した。尙パルプ工業については昭和十年四月北鮮製紙化學工業株式会社が設立せられ同社の吉州工場は昭和十一年十一月より繰業を開始し北鮮國境地方の木材を原料として人絹用パルプの製造を行つて居る、又鍾ヶ淵紡績株式會社は新義州に同じく人絹用パルプ工場を建設中であるが、之は鴨綠江下流に繁茂する葦を主なる原料とするものである。

(三) 人造絹糸製造業 目下鍾ヶ淵紡績株式會社平壤工場、大日本紡績株式會社清津工場、太陽レーヨン株式會社咸興工場の三工場が設立中であり他にも計畫中のものがある。

(三) 人造肥料工業 目下人造肥料工場には興南に於ける朝鮮窒素肥料株式會社の硫安及過燐酸石灰工場、木宮に於ける日本窒素肥料株式會社の石灰窒素工場並に兼二浦に於ける日本製鐵株式會社の硫安工場とがある外三陟開發株式會社は三陟に石灰窒素工場を、又日産化學工業株式會社は鎮南浦に過燐酸石灰工場を建設中である。

朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る二十一萬キロワットの電力を用ひ硫安、硫燐安及過燐酸石灰の製造を爲し硫安年産四十五萬噸の製造能力を有する世界有数の工場である。

(三) 製革工場 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し、且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件を備へてゐる。現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場にして、皮革類及軍需品等の皮革を製造しつゝある。此の外大田に大田皮革業株式會社がある。

(四) 醸造業

イ 和酒醸造業 内地人の増加に依り清酒の需要増加するに従ひ、各地に清酒醸造業起り京城、仁川、釜山、平壤、馬山等に於ては、大規模の工場經營を爲す者が少なくない、且つ内地品に劣らざる優良酒を醸造し、内地移入品を防護しつゝある。朝鮮米は醸造米に好適し氣候、水質等醸造に適する所が多いので朝鮮の酒造業は有望である。

ロ 燒酒醸造業 朝鮮の燒酒需要高は年約一千七百萬圓に達し殆ど鮮内生産を以て充當せられて居る。工場は殆ど中小規模のものであるが糖蜜を主原料として新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在し大量生産を爲すに至り在來の小規模生産者は壓迫を蒙つてゐる。

ハ 麥酒醸造業 朝鮮に於ては麥酒は從來全部内地より移入せられてゐたが、昭和八年末京城府永登浦に朝鮮麥酒及昭キリンの二工場が建設せられ、昭和九年四月より新製品を發賣した。これ等工場の生産能力は合計年五萬六千石に達し朝鮮に於ける麥酒を自給し尙他に輸出を爲し得る。

ニ 葡萄酒醸造業 朝鮮の風土は葡萄の栽培に好適し、葡萄酒の醸造も亦有望である。慶尙北道浦項の三輪農場に於ては、稍大規模に葡萄酒を醸造し、此の外、釜山、京城等に於ても小工場がある。

ホ 醬油味噌醸造業 内地人の増加と共に隆盛に赴き、殆ど移入品を防護せんとするのみならず、最近滿洲に對する輸出増加し前途甚だ有望である。京城、仁川、釜山、平壤、大田等に於ては内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

(五) 製粉工業 朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず接壤地滿蒙の大市場を控へる等將來斯業發達に付好條件を有してゐる。現在工場の主なるものは豊國製粉株式會社京城及仁川工場、日本製粉株式會社仁川、鎮南浦、沙里院工場並に日清製粉株式會社、朝鮮製粉株式會社永登浦及鎮南浦工場の七工場である。

(六) 澱粉製造業

朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場が最大なるものである。同社は米國系

の資本金七百五十萬圓全額拂込の大會社にして、玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄糖の外、油及餌糧等をも製造する。工場は玉蜀黍年四萬五千噸を處理する能力を有し操業を開始せるは昭和六年七月である。此の外平安北道新義州に朝鮮穀物工業社あり。

(五) 精糖工業 朝鮮に於ては從來砂糖の生産は無かつたが、試験の結果平安南道及黃海道に甜菜栽培に適せるを認めため、大正六年朝鮮製糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併し、大正九年平壤に製糖工場を設け、平安南道、黃海道に互つて甜菜を栽培し、之を原料として製糖を行ふと同時に、臺灣、瓜哇等より粗糖を輸入し精製を行ひたるが、昭和六年度より甜菜を中止し、従て甜菜糖の製造を止め、専ら粗糖の精製のみを行つてゐる。昭和十一年産額精製糖四萬七千七百六十噸越八百八十六萬圓である。製品の一部は輸出せられ、殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位に在る。

(六) 精米工場 精米業は工場数の多きと各種工業中の首位を占め、昭和十一年に於ける朝鮮の工場總數五千九百二十七中、實に一千二百二十五は精米工場である。此等工場は京城、仁川、群山、釜山等に集中し、相當大規模經營のものがある。

(七) 製菓工業 朝鮮に於ける菓子類の需要は昭和十一年一千五百二萬餘圓にして此中鮮内生産高九百四十一萬餘圓、輸入五百六十九萬圓、輸出七萬二千餘圓なるが今後鮮内生活の向上と共に鮮内の需要は益々増加すべきは勿論對滿輸出も有望であるから今後製菓工業は大なる發展を見るであらう。

現在業界は小工業者多數を占めてゐるが京城等に稍大なる工場あり最近ビスケット工場の出現を見、内地會社工場の進出も傳へられてゐる。

(八) 罐詰工業 朝鮮には各種の果實、蔬菜、魚介、獸肉等を豊富に産し之を原料とする罐詰工業は今後大いに發展性を有する。現在鮮産品の多くは魚介類であつて昭和十一年罐詰生産高三百二十六萬餘圓中の二百七十九萬餘圓を占めて居るが、主なるものは鱈、蟹、鯖等であり之等は現に多大の海外輸出を見つゝあり將來益々有望なるものである。

(九) 寒天製造工業 我國の特産物にして海外に多くの輸出を見つゝある寒天の原産石花菜は朝鮮に多量に産するが現在殆んど其儘内地に供給せられ朝鮮に於ける寒天の製造事業は甚だ不振の状態にあり長城(全羅南道)大邱、釜山等に三工場あるに過ぎず生産高は昭和十一年七萬一千三百八十九噸九萬九千四百七十一圓の少額である。

然し乍ら朝鮮には、氣候、水質等につき斯業の好適地が尠くないから今後大いに之が發展をはかるべきである。

(十) 昭和十年の石花菜生産高六十八萬七千三百六十五噸九十四萬三千六百二十六噸である。

(十一) 「コルク」製品製造工業 コルクは輕く且つ熱、音響、電氣等の絶縁材料にして工場、倉庫、軍艦を始め各種の建築に使用せられ最近益々其需要を増し内地に於ては年々多額の輸入を見つゝあるが最近朝鮮には之が原木たる「アベマキ」の豊富に存在すること明かとなり、我國に於けるコルク原料の供給地として重視せらるると共に鮮内コルク製品工場の出現を見更に今後一段の發展を見んとしてゐる。

現在京城、釜山、三陟(江原道)に四工場あり三陟の工場は製粒工場にして其他のものは板、塊、栓等をつくる産額昭和十一年五十萬餘圓である。

附 録

第一 金融機關

五二

朝鮮に於ける銀行業務は、明治十一年第一銀行が釜山支店を創設したるを以て濫觴とする。其の後元山仁川其の他開港に伴ひ第一銀行、十八銀行、五十八銀行(今の安田銀行)等相次で支店又は出張所を開港各地に創設し、之と相前後して大韓第一銀行(明治三十三年創立)及漢城銀行(明治三十六年)創立設立せられ初めて朝鮮人經營の銀行を見るに至つた、次で明治三十八年第二銀行に韓國中央銀行たるの任務を帯びしめ及政府は商品に對する金融の利便を開かんが爲、漢城共同倉庫株式會社を起し又信用取引の基礎を確實ならしめんが爲各地に手形組合を設立し、明治三十九年農工銀行條例を制定發布して各道廳所在地に農工銀行を設立せしめ、更に地方小農民の金融を緩和疏通する爲地方金融組合條例を發布し、翌四十年十箇の地方金融組合を設け、其の後毎年十乃至三十組合を増設した。爾來經濟狀態の發達は漸次金融機關の設立を促し韓一銀行、密陽銀行及周防銀行の設置を見、明治四十一年東洋殖産株式會社起り次に殖産資金の供給普及に努め、明治四十二年韓國銀行條例を發布して同年十二月之が設立を完成し、従前第一銀行に委ねたる中央銀行の業務は擧げて之を同行に承継せしめた。

明治四十三年日韓併せらるるや、租税の減免、恩賜公債の下付、其の他各種事業の施設は財政の整理と相俟つて經濟界の面目を一新し、漢城共同倉庫株式會社及各地手形組合の如き過渡時代の施設は既に存置の必要なきに至つたので、前者は之を朝鮮商業銀行に後者は之を最寄農工銀行に合併し韓國銀行は之を朝鮮銀行と改稱した、而して大正元年銀行令を制定發布して之が法制を整備し、大正三年更に農工銀行條例及地方金融組合規定を改正して農工銀行令、地方金融組合令を發布し、各其の面目を更め機能を充實し以て殖産興業の發達に貢獻せしめんことを期した、越て大正七年農工銀行の組織に根本的改正を加へ各農工銀行を合併統一し、内鮮各地より普く資本を募り以て時運に副はしむるの急務なるを認め朝鮮殖産銀行令を制定發布し同年十月其の成立を告ぐるや農工銀行一切の業務を承継して直に營業を開始し、農工銀行は之を解散した、又地方金融組合に關しては從來組合員の資格は農民に限つたが其の資格を擴張して一般人に及ぼし貸付金の用途を擴張し亦組合員の經濟の發達に必要な資金は之を貸付け得ることとし、府又は指定市街地に設立する金融組合に在りては手形の割引を爲すことを許し、尙之等金融組合の業務を指導し資金の調節を圖らしむる爲、道を區域として金融組合聯合會を組織せしめ、聯合會は又朝鮮殖産銀行との聯絡關係を密接にし以て資金の供給按排に遺憾なからしむることとした。更に下府金融機關として相當貢獻を爲してゐた營業無盡にも取締監督の必要あるを認め大正十一年四月朝鮮無盡令を發布し同年八月一日より之を實施した。

然るに時勢の進運に伴ひ銀行令及金融組合令に對し根本的改正を加へ、銀行令は昭和四年一月一日、金融組合令は同年五月一日より夫々之を實施し又貯蓄預金者の保護と貯蓄思想の助長發達を圖る爲朝鮮貯蓄銀行令を發布し昭和四年七月一日より之を實施した。又昭和六年六月朝鮮信託業令を發布し、資本金、組織、業務其他に付相當嚴重なる規定を設け信託會社を取締ることとなつたので各地に散在してゐた群小信託會社は大に淘汰せられた。

而して昭和七年十二月政府の補助の下に資本金一千萬圓を以て京城に朝鮮信託株式會社の設立を見た。本會社の設立は信託會社の合同統一を一大眼目として居り、昭和八年九月靜山信託株式會社を買収し支店と爲したのを始とし、同年十一月に釜山信託株式會社を、同年十二月に共濟信託株式會社をそれぞれ買収し、又昭和九年九月に朝鮮土地信託株式會社を

同年十一月に南朝鮮信託株式會社を買収し所期の目的を達した。

斯くて朝鮮に於ける現在の金融機關は今や大體整備の一段落を告げ、中央金融機關として朝鮮銀行あり、長期不動産金融機關として株式會社朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社支店あり、貯蓄銀行として株式會社朝鮮貯蓄銀行あり、其の他商業金融機關として普通銀行あり、信託機關として朝鮮信託株式會社あり、下層金融機關として金融組合及營業無盡ありて之を總督府設置の明治四十三年と對比するに當時銀行の本店數十二、同支店出張所數五十九、其の公稱資本金一千二百五十五萬圓、金融組合の數百十七なりしもの昭和十一年末に於ては銀行の本店數十、同支店出張所數百七十八、其の公稱資本金九千九百七十七萬五千圓、金融組合の數七百九、同支所二〇九に増加してゐる。

第二 交通及通信機關

一 國有鐵道

朝鮮に於ける鐵道は、明治三十二年九月京仁線一部の開通を以て始り、同三十八年京釜線竣工し、翌三十九年京義線の竣工と共に半島を縦貫して支那東東縣に達する延長五百九十哩餘の大幹線となつたのである。爾來湖南、京元、咸鏡、圖們等幹線の敷設あり、湖南線は京釜線大田より起りて木浦に達する幹線と、裡里より分岐して群山に至る支線とより成り、京元線は京釜線の龍山より分岐して元山に達し、また咸鏡線は元山より國境會寧に至る線で、昭和三年九月一日全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲國及び北鮮と裏日本を經由する新交通路を開き其の他支線としては、永登浦より分岐して仁川に至る京仁線、三浪津より晋州に達する慶全南部線、昌原より鎮海に至る鎮海線、京義線孟中里より分岐する博川線、咸鏡南部線龍潭より分岐する川内里線、新北青より

り分岐する北青線、羅興より分岐する鐵山線、會山より分岐する遮湖線、平壤より鎮南浦に至る平南線、大同江より勝湖里に至る平壤炭礦線、黃州より兼二浦線及び會寧より鶴林に至る會寧炭礦線等あり其の他新規計畫に依り買収を爲した裡里麗水間、松汀里潭陽間、光州麗水間、大邱、鶴山及び慶州蔚山間、並に圖們西部線會寧潭陽鎮間、馬山晋州間、新安州泉洞間等あり、目下建設中に屬するものに平元線西部に於て西浦長林間は既に開通、東海線、慶全線及國境地方の林産品、礦産品を開發すべき滿浦線、惠山線、北鮮拓殖線、中央線等あり、既に其の一部を開業せるものとありて昭和十一年度末現在全線延長四千六十五千八分を算し併合當時の九百餘千に對し四倍半に達する狀況である。朝鮮に於ける國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託し、同十四年三月限り之を廢止したが、昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ十月一日より咸鏡線清津會寧間、會寧炭礦線及び圖們線を南滿洲鐵道會社に委託經營せしむることとなり、委託線の延長は三百二十八千八分とあつて、これを除きたる本府直營線の現在昭和十一年度末延長は三千七百三十七千三分となつてゐる。

朝鮮に於ける鐵道は産業興隆文化促進の先驅たるのみならず内地大陸間に介在して滿洲、支那各地より遠く、西比利亞を經由して歐洲に至る國際交通の要路に當り、從て當局に於ては昭和二年度以降十二箇年に亘り五線、一千三百七十八千の新線建設、五線三百四十千の私設鐵道買収、及び既設線の改良を計畫實施し、鋭意鐵道網の普及を圖つて居る。軌間の一部の買収線を除くの外何れも一米四三五の標準軌間で車輛は「ボギー」式を用ひ、南は釜山に於て關釜連絡船に依り一日二回内地との連絡を保ち、北は國境鴨綠江橋梁により南滿洲及支那各地との連絡輸送を行つてゐる。

また下關釜山間海上二百四十千の關釜連絡船は、鐵道省の經營の下に金剛丸、興安丸(何れも七千四百噸)、景福丸、德壽丸、昌慶丸(何れも三千六百九十九噸)の五隻を、旅客専用に変更運航し、晝夜二回兩地發船、一航海約八時間を以

て内地と朝鮮の連絡を爲してゐる。
尙ほ新羅丸（三千三十五噸）、多喜丸（二千二百二十七噸）は、旅客輸送の場合及び貨物運送の爲め不定期に運航してゐる。

二 私設 鐵道

私設鐵道及軌道は總督府設置前に在つては京城府内に於ける電氣鐵道、釜山鎮、東萊間の蒸汽鐵道、平壤に於ける入車軌道等に過ぎなかつたが、朝鮮開發上之が普及の急務なるを認め、大正元年以降將來敷設を要すべき私設鐵道豫定線路及交通状態の調査を行ひ企業に資する處あり、次で大正三年度以降必要に應じ一定の條件の下に補助金を交付し助長發達を圖つたが、歐洲戰亂當時の財界の好況と相俟つて斯業の興隆を見るに至り、會社を新設するもの尠からず、昭和十一年度末現在に於て一般運轉を目的とする私設鐵道開業線は、一千百三十四軒四分、同軌道八十三軒二分合計一千二百七十七軒六分に達し、未開業に屬するもの私設鐵道四百九十五軒二分に上り開業未開業を合せ一千七百餘軒に及んで居るが之等各線の敷設は益々地方交通の便を増し朝鮮の經濟發展上資する所大である。而して私設鐵道に對する補助は大正十四年四月より朝鮮私設鐵道補助法に依り實施せられ、現在私設鐵道に對する補助方法は昭和九年三月補助法改正に依り鐵道營業開始の日より十五年を限り建設費に對し年六分の補助を爲しつゝある、但し改正法實施の際現に補助を受ける鐵道に對しては會社設立登記の日より十五年の期間満了の日を含む營業年度の末日迄は改正規定に不拘拂込株金に對し年八分、社債及借入金に對しては八分限度に於て其の利子相當額の補給を爲し右期限經過のものにして尙補助繼續の必要を認められたる鐵道は更に五年を限り建設費に對し年五分の補助を爲しつゝある。

三 道 路

總督府設置せらるゝや朝鮮全道に互る道路網を規制制定し、國費を以て築造すべき一等道路三十八線、延長三千二百二十軒、二等道路八十八線、延長九千五百五軒を測定して主要路線となし、別に地方費を以て築造すべき三等道路四百一十一線、延長一萬一千七百九十四軒を以て地方的脈絡を完うすることを期したのである。爾來道路修築の第一期事業として一、二等道路中最も急務を要する路線三十四線、二千六百九十軒を選び、明治四十四年度以降七箇年の繼續事業として、工費一千萬圓を以て修築を行ひ併せて漢江鐵橋を架設した、次で第二期計畫として一、二等道路線中交通並に經濟上最も緊要なる線路二十六線、延長一千八百七十七軒と主要なる河川の橋梁九箇所の架設を企て大正六年より同十一年度に至る六箇年繼續事業として總工費七百五十萬圓を以て改修に著手したけれども、大正七年以來物價の昂騰を來し工費の増大甚だしく中途豫定の計畫に頓挫を來すに至つた。然るに交通機關の整備は時勢の進運に伴ひ益々急を要するの狀態に在り連に第二期計畫の完成を緊要としたので二面財政の狀態に鑑み交通狀況を斟酌し計畫の一部に改廢を加へ總延長を一千七百三十一軒とし、大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千七十七萬圓を追加計上し實施したのであるが財政の關係上、竣工期を昭和八年度に改めたのである。更に大正十五年度に至り國境道路五百三十軒餘、工費五百六十餘萬圓を追加し竣工期を昭和十年度と改め、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ、總延長を二千三百八十八軒餘に變更し、尙財政の都合により、節約又は繰延を行ひ、結局總工費豫算を三千百一十一萬九千圓、竣工期を昭和十三年度に改め實施中である。更に右の外北鮮地方中鴨綠、豆滿兩江の上流地帯に於ける天興の資源を開發し、その利用の途を講ずべく北鮮開拓事業を企畫し、これに伴ひ其の目的を達する爲め必要なる事業の一部として重要道路中二等道路五百三十八軒八、三等道路二百三十九軒七の改修を決し、昭和七年度以降十五箇年に互り工費八百三十八萬圓を以て工事を施行すること

とし昭和七年度より起工して居る。其の結果昭和十一年末に於ける道路改修済延長は、國庫補助又は夫役施行に依るものを加へ、一、二等道路一萬三千二百二十軒餘、三等道路一萬四千六百四十九軒餘に達し、今や朝鮮の道路交通は全然其の面目を一新し停車場、都邑、港灣は殆ど完全に連絡せられ都邑間亦概ね自動車、馬車を通ずるを得るに至つた。

四 港 灣

朝鮮に於ける港灣は統監府時代、釜山、仁川、鎮南浦、平壤、元山、新義州、群山、木浦、清津、城津、馬山の十一箇所に對し總額四百萬圓を以て夫々應念の施設を行つたけれど釜山、仁川、鎮南浦の如き主要港灣に在つては工事半途にして併合となつたので、總督府に於て其の殘工事を施行すると共に、更に規模を擴大して水陸聯絡設備を大成するの計畫を樹て、明治四十四年度以降の繼續事業として元山、清津、城津、群山、木浦、多獅島、雄基港の修築、仁川及鎮南浦港の修築、城津港貯木場及清津漁港の設備に着手し昭和九年度迄にそれぞれ完成を遂げ、更に昭和九年度より雄基港の擴張工事昭和十年度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠、麗水港防波堤及清津漁港第二期工事を起して目下工事中である。また地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て施行し、總督府は其の緩急を計り相當の國庫補助金を支給してこれが完成に努めて居る。又滿鐵に於て羅津港を築港した。

五 海 運

韓國時代に於ける朝鮮の水運は極めて幼稚にして、其の航路は殆ど内河及近距離間の沿海に限られてゐたが、併合後産業の開發、内地、朝鮮、滿洲等相互經濟關係の密接を加へたる一面政府に於て營業者に補助金を交付して必要なる線路の航海を命令する所あり、昭和十二年十月一日現在に於ける朝鮮總督府命令航路は内地及外國航路十六線、沿岸航路三線、河川航路二線、合計二十線で地方廳其他の命令航路は内地及外國航路八線、沿岸航路十一線、合計十九線及官公

營航路は内地航路一線、沿岸航路十一線、合計十二線で其他自然航路として内地又は外國航路五十一線、沿岸航路一二三線、河川航路二三線、合計一九七線總計二百四十八線を算し比年順調なる發展を見るに至つた。

六 通 信

朝鮮に於て近世的郵便制度の萌芽を發したるは明治二十九年内地人を顧問に聘し郵政を經營したのに初り、其後明治三十三年萬國郵便聯合に加盟し外國と郵便物の交換を開始すると共に内國郵便制度亦漸次改良せられ稍其の體を爲すに至つたけれども、事業の經營仍極めて幼稚にして處務の放漫無規律甚だしかつたが、明治三十八年七月其の全部を擧げて遞信省の管理に移し、更に統監府を経て總督府に承繼せられ、爾來必要なる法令の施行、局所の増設、處務の敏捷正確等各種の事項に互り著々之が整備改善擴張を圖つた結果昭和十一年度末に於ける局所の配置は都鄙を通じ一千三十九(分局分室及出張所を含む)に達し、明治三十八年七月の通信機關移管當時に比し實に五百九十四局所を増加せるのみならず其の取扱の内容に於ても移管當時に於ては大半通常郵便のみを取扱ふ郵便所であつたのを、漸次小包郵便、電信、電話、爲替貯金及簡易生命保險等の取扱を爲す局所に改めたる等其の面目を全く一新した。而して昭和十一年度の通信事業の概況は左の通である。

	引	受	配	達
郵便物	通	常	三四四、四四三、一八五	三八二、二六四、七九〇
小包	包	二、五九三、二七七	三、九二三、三四二	
電信	發	信	著	信
	八、九八二、二〇九	八、九二〇、八九二	一六、一一六、五九六	五九

六〇
加入者
電話 四二、六〇五
通話 二九六、五三三、六二〇
度數

七 航空

航空事業の發達は運輸、通信及國防上極めて重要な使命を有するのみならず之が發展の爲に要する施設も少くないが航空路の設置は最も緊要なるものである。

朝鮮に於ても通信省の航空路設置に對應し先づ之が根幹である内地、朝鮮、滿洲を繋ぐ航空路の設置計畫を樹てたが本施設の完成には巨額の經費を要するので財政の都合と施設の緩急とを顧慮して先づ昭和三年度に於ては京城及蔚山兩飛行場の設置並に同附屬設備、蔚山外七箇所、(黃洞、大田、天安、沙里院、平壤、定州、新義州)に航空標識を設置し昭和五年度に於ては蔚山航空無線電信局の新設並に之を連絡する有線設備を兼へ航空の安全に關する通信の迅速を期し昭和七年度に於ては既設京城飛行場に滑走路の構築、連絡道路の改修、航空標識の設置及夜間照明設備を施し國際飛行場としての面目を一新した昭和八年度に於ては新義州飛行場を昭和十年度に於ては清津飛行場及新義州航空無線電信局を更に昭和十一年度に於ては大邱飛行場及清津航空無線電信局を設置した、尙昭和十二年度に於て蔚山、京城、新義州間航空燈塔、光州、海州兩不時着場が完成の豫定である、然し現在の状況にては完備した航空路とは言はれず夜間照明、航空無線、航空氣象觀測等の整備擴充を圖つて居る。

次に民間航空事業の状況を見るに日本航空輸送株式會社は政府補助の下に昭和三年十月設立せられ昭和四年四月一日より内地朝鮮滿洲相互間の郵便物及貨物の定期航空輸送を開始し同年九月十一日よりは旅客の輸送をも併せて開始し昭和六年十二月二十八日より新義州に寄航し滿洲航空株式會社の經營に係る定期航空機に依り滿洲各地との空路連絡を

此の地に於て爲し更に滿洲航空株式會社に於ては昭和十年十二月三日より清津に乘込北鮮との連絡を爲すことゝ爲つた然るに航空機の利用價值は年と共に増大し來つたので昭和十二年六月より東京新義州及京城大連間の高速連絡便を増設せられたが之にても未だ充分とは言はれない、此の如く民間に於ける航空事業は遂次進展しつゝあるが朝鮮内航空事業者も亦之に刺戟せられ漸次其の業務を擴張し、昭和十一年十月より慎航空事業社に於ける京城裡里間の定期航空を開始し昭和十二年夏より秋にかけ咸鏡道沿海に於ける魚群探見飛行を實施相當の成績を納めたり。尙昭和十三年一月現在に於ける朝鮮内民間航空事業者は左の通りである。

日本航空輸送株式會社	所	一
同	出張所	四
同	營業所	一
滿洲航空株式會社支所		一
慎航空事業社		一

第三 關稅制度

韓國時代に於ける關稅制度は主として通商各國との間に締結せる片務的協定條約に依りたるもので、輸入税は大體に於て粗製食料品及原料品に對し從價五分、其の他日用品及原料用製品に對し從價七分五厘、奢侈品に對しては程度に應じ從價八分、一割、二割、輸出税は凡て從價五分を課した。

明治三十八年帝國保護政治開始以後に於ては諸般積極的の施設に伴ひ關稅制度亦條約に抵觸せざる範圍内に於て幾多の

改善を加へた。明治四十三年併合と共に韓国と通商各領との間に締結せる條約は當然無効に歸し、朝鮮關稅は爾來條約上の拘束なきに至つたけれども、通商諸外國既得の利益を尊重し併合の爲其の經濟上の利害に急激なる影響を與ふることを避くる趣旨に依り、併合の際此等諸外國に對し十年間關稅據置の宣言を爲し、外國貿易及對内地貿易に對し均しく従前の關稅を踏襲することを原則とした、然しながら關稅制度の適否如何は産業及貿易の消長に直接至大の關係があるので、或は貿易促進の趣旨を以て輸移出稅を撤廢し、或は加工貿易獎勵の目的を以て、或は朝鮮産業開發の方針に則り或種物品の輸移入稅を免除する等宣言の趣旨に抵觸せざる範圍内に於ては常に時勢の進運に適應せしむる爲關稅、關稅法規及關稅行政機關等に付幾多の施設を講じたのである。

關稅制度の確立

對外宣言に基く關稅據置期間は大正九年八月二十八日を以て満了するので之を機とし時勢に順應して關稅制度を整理革新するの必要を認め大正六年三月末府に關稅調査會を設置し爾來關稅制度及政策に關する事項及關稅率に關する調査に従事し職員を支那、南洋、印度、歐米の各地に派遣して海外殖民地の關稅制度及政策の實績及趨勢を調査せしむると共に朝鮮の産業、民度、財政稅制等を考察して之が改正案を樹てた。

右改正案に基き(一)對外稅關は内地と共通の關稅制度に依ることとし、大正九年八月二十九日より朝鮮關稅令及朝鮮關稅定率令等を廢止して内地現行の關稅法及關稅定率法等を朝鮮に施行した、但し朝鮮の民度、産業及陸接國境に由る交通の實況に顧み特殊の事情あるものに限り法律を以て若干の特例を設けた。又(二)從來内地朝鮮間に於ける移入稅は兩地間に於ける經濟交通の發達を促進し産業の共同進歩に資する爲朝鮮相互に之を撤廢することとし内地側は大正九年八月二十九日より之を實行したが、朝鮮側に於ては偶々文化的施設の擴充に伴ひ政費の膨脹を來し總督府歳入中の重要資源たる移入稅を撤廢すること能はざる事情に會した爲當分之を存置し將來適當の時期を以て之を廢止することとした。

た。

内地側の移入稅撤廢に伴ひ内地とは仍消費稅制度の組織を異にするので其の貨物の兩地間移動に對し調節上適當の方法を講ずる必要あり而して關稅に付ても朝鮮に於ける前記の特例に依り内地と異りたる稅率を適用してゐる輸入貨物の内地移動に對し亦調節の方法を講じなければならぬので總て是等に付公正を得しめんが爲別に制令を以て出港稅令を制定し如上の貨物に對して出港稅を徵收することとし以て内地朝鮮間に於ける消費稅及關稅の調節を圖つた。

移入稅一部撤廢

移入稅の撤廢は既定の方針であるので大正十年度以降の財政計畫に於て毎次之が實現に努めたが、施政の革新擴充に伴ひ比年政費の膨脹を來し重要財源を爲せる斯稅の撤廢を實行することが出來ず已むを得ず延期してゐたが朝鮮經濟共通の實現を速ならしむるの急務なるを認め、大正十二年度より有稅移入品中酒精、酒精含有飲料、蠟燭物を除くの外一切の物品に對する移入稅撤廢を斷行し之と共に船舶貨物の取締は努めて其の制限を緩和し内鮮間通航船舶及貨物に對しては、移入稅消費稅等の課稅關係ある貨物に對しても内鮮間に於ける交通の實情に鑑み開港の外朝鮮東南沿岸地方重要な諸港九箇所を指定して其の出入を許し殆ど移入稅額全部撤廢の場合と擇ぶ所なからしめ、更に昭和二年年度より織物中綿織物が生活上の必需品たるに鑑み民衆の負擔軽減の爲稅率の三分の一を減じ之を從價五分とした、惟ふに内鮮間の統一關稅の施行の結果は實に朝鮮に於ける物價低廉を來し民衆生活の安定を助成するのみならず企業勃興の機運を助長し資金の流入を促し以て内鮮經濟の聯絡を緊密ならしめ彼此産業の共同的發展に貢獻する所大であらう。

別
表

第一表 貿易價額表

△印は移出超過或は輸入超過

種別	年次	明治四		昭和二年		同三年		同四年		同五年		同六年		同七年		同八年		同九年		同十年		同十一年	
		額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓
總額		7,646	7,646	7,712	7,712	7,848	7,848	8,000	8,000	8,172	8,172	8,348	8,348	8,524	8,524	8,700	8,700	8,876	8,876	9,052	9,052	9,228	9,228
輸出		4,552	4,552	4,618	4,618	4,754	4,754	4,906	4,906	5,058	5,058	5,210	5,210	5,362	5,362	5,514	5,514	5,666	5,666	5,818	5,818	5,970	5,970
輸入		3,094	3,094	3,094	3,094	3,094	3,094	2,842	2,842	3,114	3,114	3,162	3,162	3,210	3,210	3,258	3,258	3,306	3,306	3,354	3,354	3,402	3,402
輸出超過		1,458	1,458	1,524	1,524	1,660	1,660	1,812	1,812	1,964	1,964	2,116	2,116	2,268	2,268	2,420	2,420	2,572	2,572	2,724	2,724	2,876	2,876
輸入超過		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移出超過		1,458	1,458	1,524	1,524	1,660	1,660	1,812	1,812	1,964	1,964	2,116	2,116	2,268	2,268	2,420	2,420	2,572	2,572	2,724	2,724	2,876	2,876
輸入超過		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 合計が内容と符合せざるは千圓未満切捨の關係に依る

第二表 國別貿易價額表

内地	年次	昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓	額	千圓
移出		3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546
移入		3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546	3,546

國別	昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
暹羅	4,756	1,000	4,407	1,000	5,556	1,000	3,077	1,000	3,333	1,000
英吉	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
獨逸	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
瑞西	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
北米合衆國	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
加奈	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
濠洲	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
布哇	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
埃及	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

國別	昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
關東州	4,756	1,000	4,407	1,000	5,556	1,000	3,077	1,000	3,333	1,000
滿洲國	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
中華民	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
香港	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
英領印度	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
英領海峽殖民地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
關領印度	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
佛領印度支那	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
露領亞細亞	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
比律賓諸島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000



品名	明治十三年		昭和二年		同三年		同四年		同五年		同六年		同七年		同八年		同九年		同十年		同十一年	
	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出
銀南浦	2,994	4,250	2,994	4,250	2,994	4,250	2,994	4,250	2,994	4,250	2,994	4,250	2,994	4,250	2,994	4,250	2,994	4,250	2,994	4,250	2,994	4,250
平壤	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
其他	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
合計	6,982	8,750	6,982	8,750	6,982	8,750	6,982	8,750	6,982	8,750	6,982	8,750	6,982	8,750	6,982	8,750	6,982	8,750	6,982	8,750	6,982	8,750

備考 合計が内容下符合セザルハ千圓未満切捨ノ關係ニ依ル

第四表 輸移出重要品價額十年對照

品名	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
精米	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
次米	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
其他	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
合計	5,982	6,750	5,982	6,750	5,982	6,750	5,982	6,750	5,982	6,750

品名	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
共ノ他ノ米	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
大豆	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
鮮魚	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
乾魚	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
鹹魚	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
乾海苔	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
砂糖	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
林檎	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
牛乳	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
魚油	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
人蔘	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
繅絲	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
生絲	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
柞蠶絲	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
棉織物	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
鉛	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
石炭	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
石炭	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250
鐵	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250	1,994	2,250

品名	年次										
	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	
鐵	一、〇八〇	一、四四〇	一、六六六	一、四七四	一、二九七	一、〇八一	一、〇七〇	一、〇九七	一、三三二	一、二〇五	
鋼	六、〇三三	七、〇九九	七、〇三三	五、九九九	三、四四〇	七、四四〇	八、七五九	六、九七九	三、五二二	一、八一四	
牛	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	三、〇二二	一、七二七	三、四二六	四、三三三	四、三〇〇	三、〇二二	三、〇二二	
洋紙	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、四四四	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
木材	三、二六三	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
海藻	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	
肥料	七、二九二	七、三三八	九、九六六	九、九六六	八、四四四	六、四四四	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	
其他ノ諸品	四、四四四	五、五五五	六、六六六	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	
輸移出全計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

備考 合計方内容ト符合セザルルハ千圓未満切捨ノ關係ニ依ル

第五表 輸移入重要品價額十年對照

品名	年次										
	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	
米	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	
粟	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
麥	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
豆	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

品名	年次										
	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	
大豆	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
小麦	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
砂糖	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
清酒	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
啤酒	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
鹽	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
麥酒	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
原油及重油	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
揮發油	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
燈油	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
輕油	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
機油	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
爆發藥	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
安全藥	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
安泰藥	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
綵緞及打綿	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
綵緞	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
棉織物	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
棉織物	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
支那麻布	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
毛織物	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	
絹織物	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	

會議所名	所在地	會議所名	所在地
鎮南浦商工會議所	鎮南浦府三和町三二	清津商工會議所	清津府敷島町
新義州同	新義州府榮町四ノ一	全州同	全州府大正町一丁目一六番地
元山同	元山府海岸通三ノ七	光州同	光州府光山町三一番地
咸興同	咸興府昭利町一ノ一〇一		

第八表 重要物産同業組合一覽 (昭和十年度末調査) (昭下、人絹織物ハ組合設置當初トス)

名稱	事務所位置	地	區	業ノ種類	年設	月	日	會	度	計	年	員	組	數
京城織物同業組合	京城府	京城府	京城府及高陽郡崇仁面、漢芝面	織物(絹織物ノ中心)ノ製造販賣及縫製業及加工業	大正	五	二一	四	二	五				二五
京城同業組合	京城府	京城府	京城府	蠶絲製造業	昭和	五	三	四	二	六				二六
開城同業組合	開城府	開城府	開城府、開豐郡	紅蔴專賣令第五條ノ指定區域内ニ於テテア收獲ノ指ル木蔴ヲ生産原料トスル白蔴ノ製造販賣業	昭和	九	一八	四	二	七				二七
朝鮮人絹織物同業組合	京城府	京城府	京城府及慶尙南道	人絹織物染色業	昭和	一	一八	四	二	八				二八
京城同業組合	京城府	京城府	京城府	絹織物製造業	昭和	七	三	四	二	九				二九
同業北紙物組合	丹陽郡丹陽面	丹陽郡	丹陽郡	紙ノ製造販賣及製紙原料生産業	大正	七	三	四	二	一〇				三〇

名稱	事務所位置	地	區	業ノ種類	年設	月	日	會	度	計	年	員	組	數
同業北蠶絲組合	忠清北道	忠清北道	忠清北道	蠶絲製造業	昭和	二	七	四	二	一〇				三一
錦山人蔴同業組合	全羅北道	全羅北道	全羅北道錦山郡	人蔴專賣令第五條ノ指定區域内ニ於テテア收獲ノ指ル木蔴ヲ生産原料トスル白蔴ノ製造販賣業	昭和	六	一六	四	二	一〇				三二
馬山酒造同業組合	馬山府	馬山府	馬山府	清酒釀造業	大正	十	一八	九	二	一〇				三三
釜山穀物輸移出同業組合	釜山府	釜山府	釜山府	女米、白米又ハ大豆輸移出業	大正	九	一五	一	二	一〇				三四
朝鮮輸出電球製造同業組合	釜山府	釜山府	慶尙南道及京畿道	輸出電球ノ生産及販賣	昭和	五	二〇	四	二	一〇				三五
朝鮮輸出磁器同業組合	釜山府	釜山府	慶尙南道及京畿道	輸出磁器ノ生産及販賣	昭和	十	二	四	二	一〇				三六
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	三	五	四	二	一〇				三七
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				三八
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				三九
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四〇
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四一
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四二
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四三
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四四
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四五
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四六
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四七
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四八
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				四九
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五〇
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五一
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五二
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五三
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五四
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五五
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五六
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五七
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五八
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				五九
平壤同業組合	平安南道	平安南道	平安南道	蠶絲製造業	昭和	二	一三	四	二	一〇				六〇

江華産業組合	江華郡内道	九昭和五六年	絹布、麻布、生絲、花布、繭	産業用機械器具、絹絲、生絲、大織機、毛織機、糸織機、製絲機、製紙機、製炭機、製糖機、製油機、製粉機、製麵機、製餅機、製菓機、製醬機、製酒機、製醋機、製茶機、製糖機、製油機、製粉機、製麵機、製餅機、製菓機、製醬機、製酒機、製醋機、製茶機	倉庫、共同作業場、用機械器具
加不産業組合	加不郡内道	十昭和一十五年	木炭、朝鮮紙、栗、松皮	製紙原料、製紙、製炭	紙共同作業場
清和産業組合	清和郡内道	右同	右同	右同	右同
堤川産業組合	堤川郡内道	三昭和二四年	朝鮮紙、温突紙、大豆、粟	紙原料、材料、肥料、器具、經濟用品	共同作業場
舒川産業組合	舒川郡内道	一昭和二六年	苧布、春布	苧麻、産業用機械器具	織物ノ特練漂白設備
扶餘産業組合	扶餘郡内道	右同	右同	右同	(織物特練漂白)
保寧産業組合	保寧郡内道	右同	苧布、綿布、麻布	苧麻、綿絲、産業用機械器具	織物ノ特練漂白設備
青陽産業組合	青陽郡内道	右同	苧布、春布	苧麻、産業用機械器具	共同作業場
大田産業組合	大田郡内道	十昭和一五年	米、豚肉	肥料、農具、存豚、粟、吠	倉庫、大豆粉砕精製精白設備
井邑産業組合	井邑郡内道	三昭和二八年	苧絲、麻布、絹布	苧麻、産業用機械器具	倉庫共同作業場
高敞産業組合	高敞郡内道	右同	苧布、苧麻、朝鮮紙類、穀類、木炭	苧麻、苧布、陶器産業用機械器具	倉庫、産業用機械器具
茂朱産業組合	茂朱郡内道	右同	紙類、穀類、木炭	楮皮、藥品、器具、米、肥料、粟	倉庫、製紙作業場、産業用機械器具

第九表 産業組合一覽表

(昭和十二年三月末現在)

産業組合名	事務所所在地	設立年月日	販賣事業 (主ナル取扱物)	購買事業 (主ナル取扱物)	利用事業 (主ナル設備)
果羅南同業組合	果羅南郡内道	八昭和一六年	外果、梨、生産又ハ道外ニ搬出販賣業	食料品、被服、燃料、農具、化粧品、藥品、其他日用品	
安邊同業組合	安邊郡内道	二昭和二七年	果、梨及桃ノ生産並販賣業		
元山果物同業組合	元山郡内道	五昭和二九年	果、梨、桃、葡萄ノ生産又ハ道外ニ搬出販賣業		
同鎮南浦同業組合	鎮南浦郡内道	六昭和三四年	果、梨及桃ノ生産又ハ道外ニ搬出販賣業		
同同州同業組合	同州郡内道	九昭和三四年	果、梨、桃、葡萄ノ生産並販賣業		
同同海同業組合	同海郡内道	十昭和三五年	梨、果、桃、葡萄ノ生産並販賣業		
同三浪津同業組合	三浪津郡内道	一昭和三九年	産及道外搬出販賣業		
果同慶北同業組合	大邱府上道	十六昭和三六年	産及道外搬出販賣業		

大邱産業組合	盈德産業組合	店村産業組合	東村産業組合	醴泉産業組合	咸昌産業組合	義興産業組合	慶州産業組合	乾川産業組合	龍城産業組合	長城産業組合	榮山浦産業組合	濟州産業組合
大邱府東雲町道	盈德郡北道	開慶郡西道	遠城郡北道	醴泉郡北道	尙州郡北道	軍威郡北道	慶州郡北道	慶州郡北道	慶州郡北道	長城郡北道	羅州郡南道	濟州郡南道
昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年	昭和二十二年
絹布、安織布、襪	細米、紙、織物	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布	絹布、麻布、綿布
生絲、入絹、シルク	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品
蠶絲、製絲設備	紙作業場	紙作業場	紙作業場	紙作業場	紙作業場	紙作業場	紙作業場	紙作業場	紙作業場	紙作業場	紙作業場	紙作業場

求禮産業組合	浦川産業組合	長興産業組合	靈巖産業組合	潭陽産業組合	全州産業組合	淳昌産業組合	南原産業組合	群山産業組合	鳳翔産業組合	不二農村産業組合	組名
求禮郡南道	靈巖郡南道	長興郡南道	靈巖郡南道	潭陽郡南道	全州郡北道	淳昌郡北道	南原郡北道	群山郡北道	鳳翔郡北道	不二郡北道	事務所所在地
昭和二十四年	昭和二十四年	昭和二十七年	昭和二十七年	昭和二十七年	昭和二十七年	昭和二十七年	昭和二十七年	昭和二十七年	昭和二十七年	昭和二十七年	設立年月日
麻布、米	米、麥	米、麥、綿、苧	米、麥、綿、苧	米、竹製品	米、竹製品	米、竹製品	米、麻布、綿布	米、麻布、綿布	米、麻布、綿布	米、麥	(販賣事業) (主ナル取扱物)
肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	肥料、經濟用品	(購買事業) (主ナル取扱物)
倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	倉庫、製絲設備	(利用事業) (主ナル設備)

組合名	事務所所在地	設立年月日	販賣事業 (主ナル取扱物)	購買事業 (主ナル取扱)	利用事業 (主ナル設備)
守山産業組合	密陽郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
山東産業組合	密陽郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
彥陽産業組合	密陽郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
大觀産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
居昌産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
昌寧産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
南晉産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
龜浦産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
漆原産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
金海中央産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
梁山産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
蔚山産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機
安義産業組合	蔚山郡 南道	昭和九年七月	米、麥、細叭	肥料、糞、農具、經濟用品	精米麥機、繩上上機

組合名	事務所所在地	設立年月日	販賣事業 (主ナル取扱物)	購買事業 (主ナル取扱)	利用事業 (主ナル設備)
興門産業組合	蔚山郡 北道	昭和十二年三月二十四日	朝鮮紙、靛、木炭、朝鮮紙、大豆、棉皮	鐵機、割木、肥料、稻	冷藏庫、共同作業場、倉庫
榮州産業組合	蔚山郡 北道	昭和十二年三月二十四日	大豆、細叭、小麥	鐵機、農具、經濟用品	冷藏庫、共同作業場、倉庫
鳳樹産業組合	蔚山郡 南道	昭和十二年五月十七日	紙	榨皮、藥品、鹽器具	倉庫、共同作業場、經濟用品
釜山第一産業組合	蔚山郡 南道	昭和十二年一月十九日	蒲鉾、竹輪、櫻乾、紫乾	漁具、鹽、石油、米箱	倉庫、共同作業場、經濟用品
陝川産業組合	蔚山郡 南道	昭和十二年四月二十日	米、紙	榨皮、藥品、鹽器具	倉庫、共同作業場、經濟用品
咸陽産業組合	蔚山郡 南道	昭和十二年四月二十日	紙	榨皮、藥品、鹽器具	倉庫、共同作業場、經濟用品
德山産業組合	蔚山郡 南道	昭和十二年九月二十六日	右同	右同	右同
大山産業組合	蔚山郡 南道	昭和十二年三月二十八日	米、大麥、小麥	右同	右同
金海産業組合	蔚山郡 南道	昭和二十七年五月三十日	梨、蘋果、桃、葡萄、柿、其他農產物	產藥用機械器具及肥料、石油其他經濟用品	共同貯藏庫、倉庫、經濟用品
南海産業組合	蔚山郡 南道	昭和二十七年十月二十日	棉布、麻布、細叭	產藥用機械器具及肥料、石油其他經濟用品	共同貯藏庫、倉庫、經濟用品
東萊産業組合	蔚山郡 南道	昭和二十八年五月二十日	米、煙管、細叭	產藥用機械器具及肥料、石油其他經濟用品	共同貯藏庫、倉庫、經濟用品
河東産業組合	蔚山郡 南道	昭和二十九年一月二十五日	米、紙、細叭	產藥用機械器具及肥料、石油其他經濟用品	共同貯藏庫、倉庫、經濟用品

三鎮產業組合	昌慶 尙南道	昭和十二年三月二十七日	米、麥、大豆、叭、木炭、薪、食鹽、布、麻、紗、綿、絲、紙、油、麵粉、食糧	機械器具、肥料、經濟用品	倉庫、冠婚葬祭用具
鄂北產業組合	慶安 尙南道	右同	米、麥、大豆、叭、布、麻、紗、綿、絲、紙、油、麵粉、食糧	機械器具、肥料、經濟用品	倉庫、冠婚葬祭用具
南面產業組合	昌慶 尙南道	右同	米、麥、大豆、叭、布、麻、紗、綿、絲、紙、油、麵粉、食糧	機械器具、肥料、經濟用品	倉庫、冠婚葬祭用具
溫泉產業組合	黃海 尙南道	昭和十一年一月三十一日	米、其ノ他農産物	肥料、産業用原料	共同作業場
瑞興產業組合	黃海 尙南道	昭和十一年一月三十一日	米、其ノ他農産物	肥料、産業用原料	共同作業場
黃州產業組合	黃海 尙南道	昭和十一年一月三十一日	米、其ノ他農産物	肥料、産業用原料	共同作業場
翠野產業組合	黃海 尙南道	昭和十二年二月二十四日	大豆、叭、麵粉、白米、粗布、麻布	肥料、農具、家畜、經濟用品	碾米機、精米機、萬石、唐箕
德川產業組合	平安 尙南道	昭和十二年三月二十八日	粗布、麻布	原料品、經濟用品	織物作業場
陽德產業組合	平安 尙南道	昭和十二年三月二十八日	麻絲、明軸、大豆	原料品、經濟用品	漂白設備
順川產業組合	平安 尙南道	昭和十二年三月二十八日	絹布、交織布	原料品、經濟用品	織物作業場
鎮南產業組合	平安 尙南道	昭和十二年三月二十八日	茶果	肥料、藥品、材料	倉庫、トラック
成川產業組合	平安 尙南道	昭和十四年四月五日	絹布、果	肥料、藥品、材料	織物作業場
孟山產業組合	平安 尙南道	昭和十八年一月二十八日	織物、紙、大豆	原料品、經濟用品	製紙、織絲設備

青良產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
密陽產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
進永產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
二林產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
章溪產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
咸安產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
固城產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
宜寧產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
昌原產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
靈山產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
佐川產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
泗川產業組合	蔚山 尙南道	昭和十二年三月六日	米、麥、大豆、叭、食鹽、麵粉、竹製品	機械器具、肥料、經濟用品	精米機、精麥機、繩上機
組 合 名	事務所所在地	設立年月日	(販賣事業) (主ナル取扱物)	(購買事業) (主ナル取扱物)	(利用事業) (主ナル設備)

組合名	事務所所在地	設立年月日	販賣事業 (主ナル取扱物)	購買事業 (主ナル取扱物)	利用事業 (主ナル設備)
組合名	事務所所在地	設立年月日	販賣事業 (主ナル取扱物)	購買事業 (主ナル取扱物)	利用事業 (主ナル設備)
寧遠産業組合	寧遠郡寧遠町	昭和二年	大豆、大麻、絹布、	麻、生絲、産業用器	共同作業場
寧遠産業組合	寧遠郡寧遠町	昭和二年	大豆、大麻、絹布、	麻、生絲、産業用器	共同作業場
第一産業組合	新義州府老松町	昭和三年	小糠、手袋、莫大	麻、生絲、産業用器	共同作業場
第一産業組合	新義州府老松町	昭和三年	小糠、手袋、莫大	麻、生絲、産業用器	共同作業場
鴨緑江木材組合	新義州府老松町	昭和七年	木村	麻、生絲、産業用器	共同作業場
鴨緑江木材組合	新義州府老松町	昭和七年	木村	麻、生絲、産業用器	共同作業場
泰川産業組合	泰川郡泰川町	昭和九年	農産物、林産物、	麻、生絲、産業用器	共同作業場
泰川産業組合	泰川郡泰川町	昭和九年	農産物、林産物、	麻、生絲、産業用器	共同作業場
第二産業組合	新義州府	昭和二十七年	刺茶、折箱	麻、生絲、産業用器	共同作業場
第二産業組合	新義州府	昭和二十七年	刺茶、折箱	麻、生絲、産業用器	共同作業場
龍川産業組合	龍川郡龍川町	昭和二十二年	蘆筴、蘆葉、蘆草、	麻、生絲、産業用器	共同作業場
龍川産業組合	龍川郡龍川町	昭和二十二年	蘆筴、蘆葉、蘆草、	麻、生絲、産業用器	共同作業場
平康産業組合	平康郡平康町	昭和三十一年	米、麥	麻、生絲、産業用器	共同作業場
平康産業組合	平康郡平康町	昭和三十一年	米、麥	麻、生絲、産業用器	共同作業場
永興産業組合	永興郡洪仁面	昭和二十六年	絹布、綿布、安平	麻、生絲、産業用器	共同作業場
永興産業組合	永興郡洪仁面	昭和二十六年	絹布、綿布、安平	麻、生絲、産業用器	共同作業場
新興産業組合	新興郡東古川面	昭和七年	麻布、木炭、大豆	麻、生絲、産業用器	共同作業場
新興産業組合	新興郡東古川面	昭和七年	麻布、木炭、大豆	麻、生絲、産業用器	共同作業場
成興産業組合	咸鏡南道	昭和八年	其ノ他ノ果實	麻、生絲、産業用器	共同作業場
成興産業組合	咸鏡南道	昭和八年	其ノ他ノ果實	麻、生絲、産業用器	共同作業場
東上産業組合	咸鏡南道	昭和十三年	燕麥、澱粉	麻、生絲、産業用器	共同作業場
東上産業組合	咸鏡南道	昭和十三年	燕麥、澱粉	麻、生絲、産業用器	共同作業場

錦川産業組合	咸鏡北道	昭和九年	穀類、織物、菓高、	産業用機械器具、産業	産業用機械器具
錦川産業組合	咸鏡北道	昭和九年	穀類、織物、菓高、	産業用機械器具、産業	産業用機械器具

第十表 會社表

種別	昭和十一年		昭和十年		昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年		昭和三年		昭和二年		昭和十三年	
	出資金	社數	出資金	社數	出資金	社數	出資金	社數	出資金	社數	出資金	社數	出資金	社數	出資金	社數	出資金	社數	出資金	社數	出資金	社數
合計	1,750,000	17	1,750,000	17	1,750,000	17	1,750,000	17	1,750,000	17	1,750,000	17	1,750,000	17	1,750,000	17	1,750,000	17	1,750,000	17	1,750,000	17
株式會社	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10
合資會社	750,000	7	750,000	7	750,000	7	750,000	7	750,000	7	750,000	7	750,000	7	750,000	7	750,000	7	750,000	7	750,000	7
出資金	1,750,000		1,750,000		1,750,000		1,750,000		1,750,000		1,750,000		1,750,000		1,750,000		1,750,000		1,750,000		1,750,000	
社數	17		17		17		17		17		17		17		17		17		17		17	

備考 ×印は株式會社なり

(3) 内地又ハ外國ニ本店ヲ有シ朝鮮ニ支店ヲ設クル會社

種別	合名會社		株式會社		合資會社		株式會社		合名會社	
	支店數	出資金	支店數	出資金	支店數	出資金	支店數	出資金	支店數	出資金
昭和十一年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和十年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和九年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和八年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和七年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和六年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和五年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和四年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和三年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和二年	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
昭和十一年和	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000	10	1,000,000

備考 資本金は本店の總勘定を示す昭和十年度分外國會社ノ非ニテ表シタルモノハ日本米爲替三十弗トシテ換算セリ
合計が内容と符合せざるは千圓未満切捨の關係に依る

第十一表 度量衡器計量器及修理材料販賣統計

年度別	度量衡		計量器		修理材料額	合計額
	個數	金額	個數	金額		
明治四十三年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
明治四十四年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正元年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正二年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正三年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正四年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正五年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正六年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正七年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正八年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正九年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十一年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十二年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十三年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十四年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十五年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十六年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十七年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十八年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正十九年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
大正二十年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和元年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和二年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和三年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和四年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和五年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和六年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和七年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和八年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和九年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和十年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000
昭和十一年	1,000	100,000	100	10,000	10,000	110,000

年度別	器		計		修理材料額	合計
	個數	金額	個數	金額		
昭和三年	二五、七〇	二九、九七	九、〇二	一〇、三三	一〇、三三	六〇、八〇
同四年	二五、七〇	二九、九七	九、〇二	一〇、三三	一〇、三三	六〇、八〇
同五年	二五、七〇	二九、九七	九、〇二	一〇、三三	一〇、三三	六〇、八〇
同六年	二五、七〇	二九、九七	九、〇二	一〇、三三	一〇、三三	六〇、八〇
同七年	二五、七〇	二九、九七	九、〇二	一〇、三三	一〇、三三	六〇、八〇
同八年	二五、七〇	二九、九七	九、〇二	一〇、三三	一〇、三三	六〇、八〇
同九年	二五、七〇	二九、九七	九、〇二	一〇、三三	一〇、三三	六〇、八〇
同十年	二五、七〇	二九、九七	九、〇二	一〇、三三	一〇、三三	六〇、八〇
同十一年	二五、七〇	二九、九七	九、〇二	一〇、三三	一〇、三三	六〇、八〇

第十二表 業種別工場一覽表 (昭和十一年末現在)

種別	工場數	職工數	昭和十一年中工場生産額
紡織工業	四〇	三〇、八〇〇	九〇、八八、三三
金屬工業	三九	六、九七〇	二八、五五、七六
機械器具工業	三九	七、九七〇	七、五八、四〇
窯業	三九	八、六九〇	一九、〇三、九三
化學工業	三九	四、九七〇	一五、四六、一〇

品名	價額	品名	價額
製材及木製品工業	三三	絹綳交織物	四、九七〇
印刷及製木業	三三	麻織物及交織物	六、三三〇
食料品工業	三三	毛織物及毛交織物	三、六二〇
瓦斯及電氣業	三三	人造絹織物	八、三三〇
其他ノ工業	三三	人造絹交織物	一、八二〇
		メリヤス製品	四、八〇〇
		其他ノ絲組物	一〇一
		絹	五、三六

備考 一、工場とは常時五人以上の職工を使用するもの又は五人以上の職工を使用する設備を有するものとする
二、本表には管轄工場の生産及加工及修理料を含まず

第十三表 工産物産額表 (昭和十一年) 單位千圓

品名	價額	品名	價額
製絲(野蠶絲、生皮)	一、七三三	絹綳交織物	四、九七〇
製絲(其他ヲ含ム)	三、七四六	麻織物及交織物	六、三三〇
絹綳	一、四四	毛織物及毛交織物	三、六二〇
其他ノ絲	六九	人造絹織物	八、三三〇
其他ノ織物	三、〇〇九	人造絹交織物	一、八二〇
絹織物	五、三六	メリヤス製品	四、八〇〇
		其他ノ絲組物	一〇一
		絹	五、三六

塗人染工藥化	共ノ他ノ窯業製品	石	セメント製品	セメント	煉瓦及耐火物	硝子製品	陶磁器	窯業	其ノ他	分前揚及外部ノ品及附屬品	水、道、器、具	「ガス」器
料料料料	品品品	器	品	ト	物	品	器	業	他	品	具	具

一元二	二五	三、六八	四、六五	一、三三	一、八二	二、八二	二、〇四	二、五五	一、五〇	三、五九	三、五九	三、五九	一、六五	三、六九	三、〇〇	一、〇〇
木製製品	共製	炭素製	研磨用	糊製	精製	製	製	製	加工	加工	加工	加工	加工	加工	加工	加工
品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業	品業

二九

九、九六	八、四三	一、〇〇	六、一	三、一	六、二二	七、二七	七、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇
------	------	------	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

製材及木工機械	紡織機械器具	精練機、選機及	探練機、選機及	農具及土工具類	土木建築用機械	農具用機械器具	氣機、他ノ器具	共ノ他ノ器具	原動機	蒸氣	機械器具工業	其他ノ金屬製品	鍍金製品	鑄物以外ノ金屬製品	金屬精鍊及材料品	金、屬、工、業	其ノ他	物、ト、ロ、ン、ウ、オ、ク、及、レ、イ、ス、ノ、類	「メリヤス」以外ノ編物	刺物
具	具	具	具	類	具	具	具	具	機	機	業	品	品	品	品	業	他	類	類	類

一元二	二五	三、六八	四、六五	一、三三	一、八二	二、八二	二、〇四	二、五五	一、五〇	三、五九	三、五九	三、五九	一、六五	三、六九	三、〇〇	一、〇〇				
製材及木工機械	紡織機械器具	精練機、選機及	探練機、選機及	農具及土工具類	土木建築用機械	農具用機械器具	氣機、他ノ器具	共ノ他ノ器具	原動機	蒸氣	機械器具工業	其他ノ金屬製品	鍍金製品	鑄物以外ノ金屬製品	金屬精鍊及材料品	金、屬、工、業	其ノ他	物、ト、ロ、ン、ウ、オ、ク、及、レ、イ、ス、ノ、類	「メリヤス」以外ノ編物	刺物
具	具	具	具	類	具	具	具	具	機	機	業	品	品	品	品	業	他	類	類	類

二八

九、九六	八、四三	一、〇〇	六、一	三、一	六、二二	七、二七	七、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇
------	------	------	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

第十四表 工場數及従業員數七年對照

年 別	工場數	従業員			合 計
		職 員	工 人	其他ノ従業員者	
昭和五年	四、三二	一〇、三〇七人	八、五九〇人	一八、八九七人	
昭和六年	四、六二	一〇、四八八	六、六四九	一七、一三七	
昭和七年	四、六四	一〇、五七〇	六、九二〇	一七、四九〇	
昭和八年	四、八六	一一、〇〇四	九、九四〇	二〇、九四四	
昭和九年	五、二六	一四、七五三	二、三六二	一七、一一五	
昭和十年	五、六五	一五、三三三	一、七九七	一七、一三〇	
昭和十一年	五、九七	一六、七五四	一、四九九	一八、二五三	

備考 工場は常時五人以上の職工を使用するもの又は五人以上の職工を使用する設備を有するものとす
(官營工場を除く)

第十五表 工場賃銀表 (昭和十一年平均) (括弧内の数字は賄付にして外港とす)

工場(業)名	種 別	一日の賃銀		一日の従業員時間	
		男	女	男	女
内地人	幼年工	一、〇八五 (〇、九八〇)	一、〇八五 (〇、九八〇)	九、七二〇 (九、七二〇)	九、七二〇 (九、七二〇)
	成年工	一、一八五 (一、〇八〇)	一、一八五 (一、〇八〇)	一〇、〇〇〇 (一〇、〇〇〇)	一〇、〇〇〇 (一〇、〇〇〇)

總 數	製 絲 業						紡 績 業					
	朝 鮮 人		内 地 人		計		朝 鮮 人		内 地 人		計	
	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
幼年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二
成年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二
幼年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二
成年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二
幼年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二
成年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二
幼年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二
成年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二
幼年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二
成年工	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二	〇、四二

工場(業)名	刺繡業											
	靴下製造業						刺繡業					
	朝鮮人		内地人		計		朝鮮人		内地人		計	
	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
	0.4	0.4	1.0	1.0	0.8	0.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8
	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6
	11:00	10:40	10:40	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10
	11:00	10:40	11:00	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10	11:10

三五

工場(業)名	織物業											
	製綿及染棉業						織物業					
	朝鮮人		内地人		計		朝鮮人		内地人		計	
	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00
	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00	11:00

三四

工場(業)名	兼 運 理 麻 織 業							種 別	一 日 の 賃 銀	一 日 の 従 業 時 間
	中 華 民 國 人 及 朝 鮮 人	內 地 人	計	中 華 民 國 人 及 朝 鮮 人	內 地 人	計	中 華 民 國 人 及 朝 鮮 人			
金 屬 精 鍊 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.90	0.60	1.50	0.60	0.40	1.00	9.40	10.00	
兼 運 理 麻 織 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.60	0.40	1.00	0.40	0.20	0.60	8.50	9.00	
兼 運 理 麻 織 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.60	0.40	1.00	0.40	0.20	0.60	8.50	9.00	
兼 運 理 麻 織 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.60	0.40	1.00	0.40	0.20	0.60	8.50	9.00	
兼 運 理 麻 織 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.60	0.40	1.00	0.40	0.20	0.60	8.50	9.00	
兼 運 理 麻 織 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.60	0.40	1.00	0.40	0.20	0.60	8.50	9.00	
兼 運 理 麻 織 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.60	0.40	1.00	0.40	0.20	0.60	8.50	9.00	
兼 運 理 麻 織 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.60	0.40	1.00	0.40	0.20	0.60	8.50	9.00	
兼 運 理 麻 織 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.60	0.40	1.00	0.40	0.20	0.60	8.50	9.00	
兼 運 理 麻 織 業	幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			
	成 年 工	0.60	0.40	1.00	0.40	0.20	0.60	8.50	9.00	

金 銀 細 工 業							鑄 物 及 鐵 工 業							
內 地 人	計	中 華 民 國 人 及 朝 鮮 人	內 地 人	計	中 華 民 國 人 及 朝 鮮 人	內 地 人	計	中 華 民 國 人 及 朝 鮮 人	內 地 人	計	中 華 民 國 人 及 朝 鮮 人	內 地 人	計	中 華 民 國 人 及 朝 鮮 人
幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工		
成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工		
幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工		
成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工		
幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工		
成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工		
幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工		
成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工		
幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工		
成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工		
幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工		
成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工		
幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工		
成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工		
幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工			幼 年 工		
成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工			成 年 工		



		陶磁器製造業						造船業						修繕業	
計	中滿洲國 及 朝鮮人		內地人		計	中滿洲國 及 朝鮮人		內地人		計	中滿洲國 及 朝鮮人		計	中滿洲國 及 朝鮮人	
	幼年 工	成年 工	幼年 工	成年 工		幼年 工	成年 工	幼年 工	成年 工		幼年 工	成年 工		幼年 工	成年 工
	0.20				0.10	1.18				0.06	1.16			1.22	
	0.12				0.02										
	10.00				10.00	10.00			10.00	10.00	9.30			9.10	
	10.00				10.00									10.00	

三九

工場(業)名	種別	一日の賃銀		一日の従業時間	
		男	女	男	女
車輜製造及	朝鮮人	0.24		9.15	
	內地人	0.18		9.45	
	計	0.21		10.00	
	中滿洲國及朝鮮人	1.12		10.00	
	內地人	0.17		10.00	
	計	0.32		11.10	
製鐵業	中滿洲國及朝鮮人	0.83		11.00	
	內地人	0.19		11.10	
	計	0.88		11.10	
	中滿洲國及朝鮮人	0.33		11.00	
	內地人	0.13		11.10	
	計	0.24		11.10	
玻璃鐵器製造業	朝鮮人	0.88		11.00	
	內地人	0.19		11.00	
	計	0.38		11.00	
	中滿洲國及朝鮮人	0.28		11.00	
	內地人	0.10		11.00	
	計	0.28		11.00	

三八



製造業	セメント		肥料製造業						ゴム製品	
	朝鮮人		内地人		計		朝鮮人		内地人	
	幼年	成年	幼年	成年	幼年	成年	幼年	成年	幼年	成年
0.55	0.95	0.35	0.85	0.70	1.30	0.90	0.95	0.90	0.95	0.95
11.00	10.80	10.80	10.70	9.00	9.80	11.00	10.00	9.50	8.50	8.50
11.00	10.80	10.80	10.70	9.00	9.80	11.00	10.00	9.50	8.50	8.50

四一

煉瓦製造業	硝子及硝子製品製造業		種別					
	内地人		計		朝鮮人		内地人	
	幼年	成年	幼年	成年	幼年	成年	幼年	成年
0.80	2.70	0.70	1.60	0.60	0.60	0.70	0.70	0.70
10.00	8.50	9.50	9.50	10.00	10.10	10.10	10.10	10.10
10.00	8.50	9.50	9.50	10.00	10.10	10.10	10.10	10.10

四〇

製材業	乾溜業						製革業					
	內地人		計		朝鮮人		計		朝鮮人		內地人	
	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
0.3元	0.7元	1.8元	1.6元	0.8元	1.2元	0.5元	1.0元	0.6元	1.0元	0.3元	0.8元	2.0元
10.00	10.00	10.00	8.00	8.00	8.00	9.00	9.00	9.00	9.06	9.00	9.00	9.00
8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00

四三

製油業	製紙業											
	內地人		計		朝鮮人		計		朝鮮人		內地人	
	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
0.8元	1.0元	0.3元	0.5元	0.4元	0.6元	0.3元	0.5元	0.4元	0.6元	0.3元	0.5元	1.0元
9.00	10.00	11.00	10.00	10.00	10.00	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00
10.00	10.10	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00

四二

醸造業				印刷業			
内地人		計		内地人		計	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
1.57	0.51	1.06	0.51	0.92	0.86	0.55	1.73
0.96	0.35	0.61	0.35	1.06	0.86	0.55	1.73
9.56	10.10	9.56	10.10	11.00	10.00	9.56	10.00
11.10	10.00	10.00	9.56	10.00	9.56	10.00	10.00

四五

コルク製造業				家具製造業				建具及			
内地人		計		内地人		計		内地人		計	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
0.35	1.00	0.35	1.00	1.50	0.35	0.86	0.35	2.00	0.35	1.10	0.35
0.35	1.00	0.35	1.00	0.35	0.35	0.86	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35
10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00

四四

瓦斯及電氣業				罐詰製造業													
計		朝鮮人		內地人		計		朝鮮人		內地人		計		朝鮮人		內地人	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
0.1	1.2			0.7	1.4			0.9	0.8	0.3	0.6	0.5	1.1	0.2	0.4	0.4	0.9
				0.9	1.0			0.3	0.5	0.3	0.6	0.5	0.6	0.3	0.4	0.3	0.6
10.00	9.50			9.50	10.00			9.50	9.50	9.50	10.00	9.50	10.00	9.50	9.50	9.50	10.00
				9.50	9.50			9.50	9.50	9.50	10.00	9.50	9.50	9.50	9.50	9.50	10.00

四七

製茶業				製糖業				精米業							
計		朝鮮人		內地人		計		朝鮮人		內地人		計		朝鮮人	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
0.3	0.9	0.1	0.8	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00

四六

烟草製造業		機寸製造業						下駄製造業			
朝鮮人		内地人		計		朝鮮人		内地人		計	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
	1.00		0.40		0.40		1.50		0.40		0.40
	0.40		0.30		0.30		0.15		0.30		0.30
	10.00		10.00		10.00		10.00		10.00		10.00
	10.00		10.00		10.00		10.00		10.00		10.00

四九

洋服裁縫業		製網及擦絲業											
内地人		計		朝鮮人		内地人		計		朝鮮人		内地人	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
	2.90		0.30		1.50		0.30		0.90		0.60		2.40
	0.90		0.30		0.30		0.30		0.30		0.40		0.60
	10.00		9.50		9.50		10.00		9.50		10.00		10.00
	10.00		8.30		9.30		8.30		9.30		9.50		10.00

四八

武道具製造業		製帽業						製函業							
朝鮮人		内地人		計		朝鮮人		内地人		計		朝鮮人		内地人	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
	0.64		1.17		0.25		1.00		1.20		1.29		1.10		2.11
	0.22		0.29		0.22		0.22		0.22		0.22		0.22		0.22
	10'10"		10'10"		10'00"		10'00"		10'30"		10'30"		11'00"		11'00"
	5'30"		8'28"		10'10"		10'10"		10'10"		10'10"		10'10"		10'10"

五 1

探鐵及製炭業		度計衡製造業													
計		中滿洲國及 華民國人		朝鮮人		内地人		計		中滿洲國及 華民國人		朝鮮人		内地人	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
	0.22		1.27		0.22		1.13		0.22		0.82		1.10		0.82
	0.22		0.22		0.22		0.22		0.22		0.22		0.22		0.22
	9'40"		10'00"		10'10"		9'40"		9'40"		9'40"		10'00"		10'00"
	10'10"		9'40"		11'00"		9'40"		9'40"		11'00"		9'40"		9'40"

五 〇

水系名	河川名	地點數	最大發電力	配	事
鴨綠江	鴨綠江	六	「キハツ」 10,113		
佳林川	佳林川	一	2,555		
成川	成川	三	9,336		
長津江	長津江	二	2,846		

第十六表 河川別發電力一覽表

(昭和十一年末現在)

備考 一、五十人以上の従業者を有する工場に付調査す
二、成年工は十五歳以上、幼年工は十五歳未満とす

人毛工業		内地人		朝鮮人		中滿洲國人及 中華民國人		計	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00
0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00
0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00
0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00
0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00	0.5	11.00

火藥製造業		内地人		朝鮮人		中滿洲國人及 中華民國人		計	
幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工	幼年工	成年工
0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00
0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00
0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00
0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00
0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00	0.5	10.00

安陽	龍興	金津	北青	錦州	北遼	臨瀋	吉州	漁陽	朱乙	輪城	豆滿	洛東
南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川
南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川	南大川
四	三	六	一	五	三	一	一	六	四	三	一	三
一六、四九七	五八五	三、三七〇	一一、一三五	一、〇八一	一、〇八一	一、〇八一	一、〇八一	一、〇八一	一、〇八一	一、〇八一	一、〇八一	一、〇八一

錦州	漢江	大同	大清河	清河	渭水	汾水	滹沱	永定	淮河	長江	珠江	湄潭	赤水	洛東
錦州	漢江	大同	大清河	清河	渭水	汾水	滹沱	永定	淮河	長江	珠江	湄潭	赤水	洛東
錦州	漢江	大同	大清河	清河	渭水	汾水	滹沱	永定	淮河	長江	珠江	湄潭	赤水	洛東
二	一	四	三	三	三	一	一	一	一	八	九	一	八	一
〇〇一、二〇〇	五、三〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
記														
事														



水系名	河川名	地點數	最大發電力 〔キロワット〕	記	事
十二碓川	十二碓川	一	七四八〇		
廣橋川	廣橋川	一	五八五〇		
高城南江	南大江	一	一、三三〇		
江陵南大川	南大川	一	三、三三〇		
玉溪川	玉溪川	一	一八、六八〇		
柯谷川	柯谷川	一	一五、八八〇		
城川江	城川江	一	二四七、七五〇		
二七水系	四四河川	一四四	二、三六九、三三〇		

第十七表 道別水力地點表

(昭和十一年度末現在)

道名	發電力		地點數		計	地點數
	〔キロワット〕以上	〔キロワット〕以下	〔キロワット〕以上	〔キロワット〕以下		
京畿道	三、五三三	一、三〇〇	三	三	三、五三三	三
忠清北道	一、四八六	一、七〇六	一	一	一、四八六	一
忠清南道	—	—	—	—	—	—
全羅北道	—	—	—	—	—	—
全羅南道	—	—	—	—	—	—
合計	四、〇一九	一、七〇六	四	四	五、八〇五	四

道名	發電力		地點數		計	地點數
	〔キロワット〕以上	〔キロワット〕以下	〔キロワット〕以上	〔キロワット〕以下		
慶尙北道	一〇、九六六	七、三三〇	二	二	一八、二九六	二
慶尙南道	—	—	—	—	—	—
黃海道	二、一三三	七、二七六	一	一	九、四〇九	一
平安南道	九、〇三九	六、六六六	一	一	一五、七〇五	一
平安北道	三、〇三三	六、八八五	一	一	九、九一八	一
江原道	三、〇三三	三、七〇〇	一	一	六、七三三	一
咸鏡南道	四、九三〇	三、〇九八	一	一	八、〇二八	一
咸鏡北道	—	—	—	—	—	—
合計	一九、〇三九	二九、〇七四	五	五	四八、一一三	五

備考 既許可地點ヲ合ム

第十八表

既設營業用發電所數

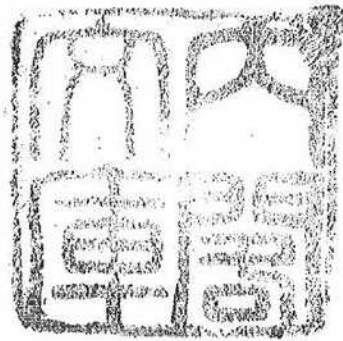
(昭和十二年三月末現在)

道名	發電力		地點數		計	地點數
	〔キロワット〕以上	〔キロワット〕以下	〔キロワット〕以上	〔キロワット〕以下		
京畿道	—	—	—	—	—	—
忠清北道	—	—	—	—	—	—
忠清南道	—	—	—	—	—	—
全羅北道	—	—	—	—	—	—
全羅南道	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

五七

道名	「キロワット」別	
	水力	火力
慶尚南道		三〇、八〇〇
黃海道		一、〇〇〇
平安南道		八、〇〇〇
平安北道		一、〇〇〇
江原道	二、五〇〇	五、〇〇〇
咸鏡南道	二、四〇〇	三、九〇〇
咸鏡北道	一、〇〇〇	八、〇〇〇
合計	一〇、八〇〇	九、七〇〇

五八



昭和十三年三月廿六日印刷
昭和十三年三月三十日發行

朝鮮總督府殖産局

京城府長谷川町七六番地

印刷所 合名 近澤商店印刷部